

# 市民参加条例の在り方について

## <報告書>

2022年（令和4年）3月  
第4次札幌市市民自治推進会議

## 報告にあたって

第4次市民自治推進会議（以下、「当推進会議」という。）は、札幌市自治基本条例（以下、「条例」という。）第31条及び第32条に定める、市民自治によるまちづくりに関する施策・制度についての評価及び条例の規定についての検討を行うための機関として、2020年（令和2年）3月に発足したものであり、札幌市の施策・制度の評価と条例の規定についての検討結果について、2022年（令和4年）3月に報告書を取りまとめたところです。

更に、当推進会議では上記の評価及び検討と併せて、条例第21条第7項に「市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする」と定められていることを受けて、市民参加条例の在り方についても検討を行うため、第3次市民自治推進会議で示された検討にあたって着目すべき視点を踏まえつつ、札幌市における市民参加の取組状況、市民自治に係る市民アンケート結果、他都市における市民参加条例の運用状況など、様々な角度から現況の把握に努めるとともに、議論を重ねてまいりました。

検討結果の詳細は以下に記すとおりですが、本報告を元に、今後、市民参加条例についての検討を進めていただくとともに、これまで以上に、市民自治・市民参加の推進に努めていただくことを期待しています。

<第4次市民自治推進会議 委員>  
(座長以外50音順、敬称略)

石黒 匡人（座長）  
池田 真弓  
柴田 崇行  
鈴木 克典  
武岡 明子  
皆川 智司  
宮本 奏

## < 目 次 >

1 検討の概要	1
(1) 検討事項	1
(2) 検討の工程	1
2 市民参加条例の在り方についての提言	3
資料集	4
札幌市自治基本条例	5
札幌市市民自治推進会議規則	11
第4次市民自治推進会議委員名簿	12
第4次市民自治推進会議の概要・資料	13

## 1 検討の概要

### (1) 検討事項

札幌市自治基本条例（以下「条例」という。）第31条で、市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならないとされており、その評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるように努めることとされている。

また、条例第32条で、市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずることとされている。

市民自治推進会議（以下、「推進会議」という。）は、札幌市が第31条に基づく市民自治によるまちづくりに関する施策・制度についての評価及び第32条に基づく条例の規定についての検討を行うにあたって、市民の意見を聴き、適切に反映させるための仕組みの1つとして、第33条に基づき設置される機関である。

第4次推進会議（以下、「当推進会議」という。）は、2020年（令和2年）3月18日からの2年間を任期とし、公募による市民委員2名を含む7名の委員で構成され、第31条及び第32条に基づく評価及び検討を行ったところであるが、条例第21条第7項において「市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする」と定められていることを受けて、第3次推進会議で、市民参加条例を今後検討していくにあたって着目すべき視点が示されたことから、市民参加条例の在り方についても、併せて当推進会議で検討を行うこととしたものである。

### (2) 検討の工程

当推進会議は、自治基本条例に基づく評価及び検討に係る報告（2022年（令和4年）3月報告）も含めて、今回の市民参加条例の在り方に係る報告に至るまでに計12回の会議を開催した。[表1]

第1回の会議において、推進会議の趣旨や札幌市におけるこれまでの取組等についての説明を事務局から受け、第2回～第3回の会議で市民参加条例の在り方について議論を行った。

第4回～第11回の会議においては、主に条例第31条及び第32条に基づく評価・見直しについての議論及び報告内容の整理を行ったところであり、改めて第12回会議において、これまでの議論を踏まえ、市民参加条例の在り方に係る検討の総括と報告内容の整理を行った。

表1 第4次市民自治推進会議の開催状況

第1回 2020年(令和2年)3月18日開催	座長の選出、推進会議の趣旨・想定スケジュールの確認、事務局からの札幌市における市民参加の主な取組等の説明
第2回 2020年(令和2年)6月26日開催	市民参加条例の在り方についての検討

第3回 2020年(令和2年)8月24日開催	市民参加条例の在り方についての検討
第4回 2020年(令和2年)11月5日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に前文・第1章～第5章)
第5回 2021年(令和3年)1月14日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に第6章)
第6回 2021年(令和3年)3月26日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に第6章)
第7回 2021年(令和3年)7月7日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に第6章～第8章)
第8回 2021年(令和3年)11月12日開催	条例の規定についての検討の総括
第9回 2021年(令和3年)11月26日開催	条例の規定についての検討の総括 札幌市の施策・制度の評価の総括
第10回(書面会議形式) 2021年(令和3年)12月27日～ 2022年(令和4年)1月14日開催	自治基本条例に基づく評価及び検討に係る報告書の内容についての検討
第11回 2022年(令和4年)1月21日開催	自治基本条例に基づく評価及び検討に係る報告書の内容決定
第12回 2022年(令和4年)2月24日開催	市民参加条例の在り方についての検討の総括 市民参加条例の在り方に係る報告書の内容決定
報告書「札幌市自治基本条例に基づく評価及び検討の結果について」2022年(令和4年)3月 報告書「市民参加条例の在り方について」2022年(令和4年)3月 【本書】	

## 2 市民参加条例の在り方についての提言

当推進会議では、市民参加条例の在り方について、次のとおり提言する。

### 【提言】

- 市民参加条例の制定は札幌市における更なる市民参加を促進する大きな可能性を有しており、制定に向けた取組を進めていくことが望ましい。
- 現時点では、直ちに具体的な条例案の策定に取り掛かる段階に至っていないが、その前段として、札幌市は以下について取り組んでいくことが必要と考える。
  - ・市民自治・市民参加に対する市民の関心を高め、市民参加条例の制定に向けた機運の醸成に取り組んでいくこと。
  - ・札幌市が目指そうとする市民参加のあるべき姿を示すため、現状における市民参加の進捗度合いを市民が共通して認識できる、適切な評価手法を確立すること。

### (解説)

自治基本条例の制定に当たり、札幌市では、条例素案の検討に向けた議論を深めるため、平成 16 年 7 月～平成 17 年 12 月の期間において、市民公募委員や学識経験者等で構成された「市民自治を進める市民会議」が設置されており、その最終報告書では「自治基本条例をより具体的にした市民参加の共通ルールとしての市民参加条例も視野に入れながら、個別の市民参加に関する条例や制度の体系化を進めることが必要と考えます」と言及されている。

自治基本条例第 21 条第 7 項は「市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。」と規定している。「条例等」とあることから、必ず市民参加条例を制定しなければならない訳ではなく、規則や要綱等でもよいという理解もありうる。しかし、自治基本条例制定時の経緯を鑑みると、同規定は市民参加条例の制定を想定していたと捉えられる。

更に、自治基本条例はその性質上、理念的な条項が多く、実際に市民参加を行うための手法や、市民参加の将来像についての具体的な記述は少ないものとなっており、この点からも市民参加に関する条例の制定を進めることが必要と認められる。

一方で、今現在、市民にとっては自治基本条例の認知度が高いとは言えない状況にあり、広く市民の理解と共感を得ながら市民参加条例の制定を進めるためには、市民自治や市民参加に対する市民の関心を高め、条例制定に向けた機運を醸成していくことが重要と考える。

また、札幌市における現行の取組においては、市民参加の現状を客観的かつ適切に評価、分析できているとは言い難く、札幌市が目指そうとする市民参加の方向性や在り方を定めることも、現時点では難しいことから、市民参加の進捗度合いを市民が共通して認識できる適切な評価手法を確立することが必要と考える。

なお、市民参加条例には、その運用状況をチェックする仕組みの整備についても規定されることが効果の一つとして想定されるが、その対象・範囲は、チェックに要する行政コストを踏まえて設定する必要があるものとする。

# 資料集

## 目次

### 前文

### 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

### 第 2 章 市民

#### 第 1 節 市民の権利（第 6 条・第 7 条）

#### 第 2 節 市民の責務（第 8 条・第 9 条）

### 第 3 章 議会及び議員（第 10 条—第 12 条）

### 第 4 章 市長及び職員（第 13 条—第 15 条）

### 第 5 章 行政運営の基本（第 16 条—第 20 条）

### 第 6 章 基本原則によるまちづくりの推進

#### 第 1 節 市民参加の推進（第 21 条—第 24 条）

#### 第 2 節 情報共有の推進（第 25 条—第 27 条）

#### 第 3 節 身近な地域におけるまちづくりの推進（第 28 条・第 29 条）

### 第 7 章 他の自治体等との連携・協力（第 30 条）

### 第 8 章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し（第 31 条—第 33 条）

### 附則

私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。

「わたしたちは、時計台の鐘なる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和 38 年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。

私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。

私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

### （定義）



第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。

（この条例の位置付け）

第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

（基本理念）

第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。

3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。

（まちづくりの基本原則）

第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。

2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。

## 第2章 市民

### 第1節 市民の権利

（まちづくりに参加する権利）

第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。

（市政の情報を知る権利）

第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

### 第2節 市民の責務

（市民の責務）

第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。

2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

（事業者の責務）

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

## 第3章 議会及び議員

（議会の役割及び責務）

第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。
- 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

(市民に開かれた議会)

第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

- 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

(議員の役割及び責務)

第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

- 2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

#### 第4章 市長及び職員

(市長の役割及び責務)

第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

- 2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。

(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。

(職員の育成)

第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。

#### 第5章 行政運営の基本

(行政運営の基本)

第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

- 2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。
- 3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。
- 4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。

(総合計画等)

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

- 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市

民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。

3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。

4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。

（財政運営）

第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

（行政評価）

第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

（公正で信頼の置ける行政運営の確保）

第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。

2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。

3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

## 第6章 基本原則によるまちづくりの推進

### 第1節 市民参加の推進

（市政への市民参加の推進）

第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。

(1) 実施の時期が適切であること。

(2) 効果的かつ効率的な方法によること。

(3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。

(4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。

4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。

5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。

6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。

7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

（住民投票）

第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民によるまちづくり活動の促進)

第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。

2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。  
(青少年や子どものまちづくりへの参加)

第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。

## 第2節 情報共有の推進

(情報公開)

第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

(情報提供)

第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

(個人情報の保護)

第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

## 第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進

(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)

第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。

- (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。
- (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。
- (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。

(区におけるまちづくり)

第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。

3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。

## 第7章 他の自治体等との連携・協力

(他の自治体等との連携・協力)

第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。

- 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。
- 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

#### 第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(この条例の見直し)

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民自治推進会議)

第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほか、推進会議に臨時委員を置くことができる。
- 7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成18年条例第41号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第42号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(札幌市自治基本条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に札幌市市民自治推進会議（第1条の規定による改正後の札幌市自治基本条例第33条第1項に規定する札幌市市民自治推進会議をいう。以下同じ。）に相当する合議体（以下「旧推進会議」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、同条第3項の規定により札幌市市民自治推進会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧推進会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## 札幌市市民自治推進会議規則

平成 26 年 10 月 6 日規則第 52 号  
改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市自治基本条例（平成 18 年条例第 41 号）第 33 条第 8 項の規定に基づき、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長)

第 2 条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第 3 条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項等に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 座長は、推進会議の会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 部会は、推進会議の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を推進会議に報告する。

2 部会は、座長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、座長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に所属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 前 2 条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「推進会議」とあるのは「部会」と、第 4 条第 1 項及び第 2 項中「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、市民文化局において行う。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第 2 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の推進会議に相当する合議体の座長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に関連する推進会議の座長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

附 則（平成 28 年規則第 21 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 第4次市民自治推進会議 委員名簿

※ 2020年(令和2年)3月18日委嘱、座長以外50音順、敬称略

いしぐろ まさと 石黒 匡人 (座長)	小樽商科大学商学部 特任教授
いけだ まゆみ 池田 真弓	市民委員
しばた たかゆき 柴田 崇行	旭水町内会 顧問
すずき かつのり 鈴木 克典	北星学園大学経済学部 教授
たけおか あきこ 武岡 明子	札幌大学地域共創学群 教授
みなかわ さとし 皆川 智司	市民委員
みやもと かなで 宮本 奏	NPOファシリテーションきたのわ 代表

## 第4次市民自治推進会議の概要・資料

「■会議資料」の項目には、会議で配付・使用した資料を記載しており、【 】は当該資料の本書への掲載ページを示す。

なお、第4回～第11回までの会議概要は、当推進会議における2022年（令和4年）3月の報告書「札幌市自治基本条例に基づく評価及び検討の結果について」に係る内容であるため、本報告書では掲載を省略している。

また、報告書の素案（第12回資料1）及び既に冊子として別途作成・公表されている資料についても掲載を省略している。

<b>第1回</b> 2020年(令和2年)3月18日(水) 10:00～12:00 札幌市役所13階1号会議室
--

■出席委員 全員（7名）

### ■会議の概要

#### ① 委員の委嘱

当推進会議の発足に伴い、公募の市民委員2名を含む委員7名の委嘱を行った。

#### ② 座長の選出

市民自治推進会議規則第2条第1項に基づき、委員の互選により石黒委員を座長に選出した。

#### ③ 事務局からの説明

##### ・会議の目的及びスケジュールについて

当推進会議では、令和3年度までに概ね9回の会議を開催する予定であり、条例第31条に基づく市の施策及び制度の評価と条例第32条に基づく条例の規定の検討、更には前期の第3次推進会議で検討の視点が整理された、市民参加条例の在り方に係る検討を行うことを説明した。

##### ・これまでの議論の状況、札幌市の取組について

第2回会議で議論するテーマである「市民参加条例の在り方の検討」に向け、これまでの推進会議における議論の状況や、札幌市の市民参加の主な取組、令和元年度に実施した市民インターネットアンケート調査の概要等について説明した。

### ■会議資料

- ・資料1 市民自治推進会議委員名簿【16ページ】
- ・資料2 市民自治推進会議関係規程【17～20ページ】
- ・資料3 第4次市民自治推進会議について【21ページ】
- ・資料4 第3次市民自治推進会議「市民参加条例の検討に向けた視点について（報告書）」の概要【22～25ページ】
- ・資料5 市民インターネットアンケート調査（速報版）【26～32ページ】
- ・資料6 札幌市における市政への市民参加の主な取組【33ページ】



■出席委員 全員(7名)

■会議の概要

①事務局からの説明

・市民ワークショップ、市民インターネットアンケート調査

令和元年度開催の市民ワークショップの概要、第1回会議で説明した市民インターネットアンケート調査の自由記載欄の内容等について説明を行った。

・他自治体及び札幌市の条例等

他の自治体で既に制定されている市民参加条例等の特色、札幌市における市民参加に関連する条例や要綱等の概要に関する説明を行った。

・市民自治推進に関する札幌市の評価

市民自治・市民参加の取組について、札幌市としてどう評価しているかを捉えるため、市民自治推進本部の会議資料、行政評価における事業評価調書の内容について説明を行った。

・市民参加条例の検討に向けた視点の検証

第3次推進会議で整理された、市民参加条例を検討するにあたっての7つの視点に基づき、今後の検討において参考となる情報をまとめた資料について説明した。

■会議資料

- ・資料1 市民自治を考える市民ワークショップ【34ページ(表紙以外は冊子につき省略)】
- ・資料2 市民インターネットアンケート調査(自由記載欄追加)【35~44ページ】
- ・資料3-1 他自治体の市民参加条例等について【45~87ページ】
- ・資料3-2 札幌市の市民参加関連条例・要綱等について【88~101ページ】
- ・資料4-1 平成27年度市民自治推進本部会議資料(抜粋)【102ページ】
- ・資料4-2 令和元年度行政評価事業評価調書(平成30年度事業)【103~110ページ】
- ・資料5 市民参加条例の検討に向けた視点の検証【111~134ページ】
- ・参考資料 第3次市民自治推進会議報告書(平成28年11月、平成29年10月)【冊子につき省略】

■出席委員 全員(7名)

■会議の内容

①事務局からの説明

・札幌市における市政への市民参加の主な取組

広聴事業を通じた市民意見の提案件数等、市民参加の状況について説明を行った。

## ② 市民参加条例の在り方に係る検討

市民参加条例の在り方について検討を行い、条例化にあたっての機を熟させるためにどういうことが必要か検討していくことが一応の意見の一致であった旨が確認され、次回以降の自治基本条例全体の見直しに向けた議論の中で、市民参加についても引き続き検討することでまとめられた。

### ■会議資料

- ・資料1 札幌市における市政への市民参加の主な取組【135 ページ】
- ・資料1(補足) 令和元年度市民参加の実施結果一覧【136～156 ページ】

第4回～第11回 掲載省略

第12回 2022年(令和4年)2月24日(木) 15:00～17:00 札幌市市民活動ポートセンター1・2会議室

■出席委員 全員(7名)

### ■会議の概要

#### ① 事務局からの説明

- ・報告書の素案について

これまでの議論を踏まえて作成された、市民参加条例の在り方に係る報告書の素案について内容の説明を行った。

#### ② 市民参加条例の在り方に係る報告書(素案)内容の審議

報告書の素案について検討を行い、議論の中で出された修正内容等を反映させた報告書案を作成し、書面による委員の確認を経たうえで、3月中を目処として報告書の最終的な内容を決定する旨、各委員の了解を得た。

### ■会議資料

- ・資料1 市民参加条例の在り方について(報告書素案)【省略】
- ・資料2 市民参加条例の在り方についての検討(第11回会議資料の再掲)【157 ページ】

## 市民自治推進会議 委員名簿

(令和2年3月18日委嘱分、50音順、敬称略)

いけだ まゆみ 池田 真弓	市民委員
いしぐろ まさと 石黒 匡人	小樽商科大学商学部 教授
しばた たかゆき 柴田 崇行	旭水町内会 顧問
すずき かつのり 鈴木 克典	北星学園大学経済学部 教授
たけおか あきこ 武岡 明子	札幌大学地域共創学群 教授
みなかわ さとし 皆川 智司	市民委員
みやもと かなで 宮本 奏	NPOファシリテーションきたのわ 代表

札幌市自治基本条例（抄）

平成18年10月3日条例第41号

（市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価）

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

（この条例の見直し）

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

（市民自治推進会議）

第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほかに、推進会議に臨時委員を置くことができる。

7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

追加〔平成26年条例42号〕

## 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第42号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（札幌市自治基本条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に札幌市市民自治推進会議（第1条の規定による改正後の札幌市自治基本条例第33条第1項に規定する札幌市市民自治推進会議をいう。以下同じ。）に相当する合議体（以下「旧推進会議」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、同条第3項の規定により札幌市市民自治推進会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧推進会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## 札幌市市民自治推進会議規則

平成26年10月6日札幌市規則第52号

### (趣旨)

第1条 この規則は、札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第33条第8項の規定に基づき、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (座長)

第2条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (臨時委員)

第3条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項等に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

### (会議)

第4条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 座長は、推進会議の会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第5条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (部会)

第6条 部会は、推進会議の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を推進会議に報告する。

2 部会は、座長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、座長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に所属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「推進会議」とあるのは「部会」と、第4条第1項及び第2項中「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民文化局において行う。

一部改正〔平成28年規則21号〕

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の推進会議に相当する合議体の座長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に推進会議の座長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

附 則 (平成28年規則第21号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

1 目的

市民自治推進会議（以下、「会議」という。）は、札幌市自治基本条例（以下「条例」という。）第31条及び第32条に定める、市民自治によるまちづくりに関する施策・制度についての評価及び条例の規定について検討を行うため、条例第33条に基づき設置される機関であり、学識経験者や地域のまちづくり活動の実践者、市民自治に関心がある市民によって、幅広い見地から評価・検討を行うことを目的とする。

札幌市自治基本条例（抜粋）  
**第31条** 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って評価され、又は運用されているかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。  
 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。  
**第32条** 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。  
**第33条** 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議を置く。

2 構成

- (1) 条例第33条第2項の規定に基づき、計7名の委員をもって組織する。
- (2) 札幌市市民自治推進会議規則第2条の規定に基づき、会議に座長を置き、委員の互選によってこれを決定する。

3 評価・検討の対象及びその内容

条例第31条の規定に基づき、札幌市における条例の各条項に基づく施策等の運用状況について、条例の理念に沿った取組内容となっているかを検証し、札幌市における市民自治の取組についての評価を行うとともに、条例第32条の規定に基づき、条例全体の規定を対象とした見直し等の措置に関する検討を行う。

また、今回の第4次会議では、前期の第3次会議で検討の視点が整理された、市民参加条例の在り方についても検討を行う。

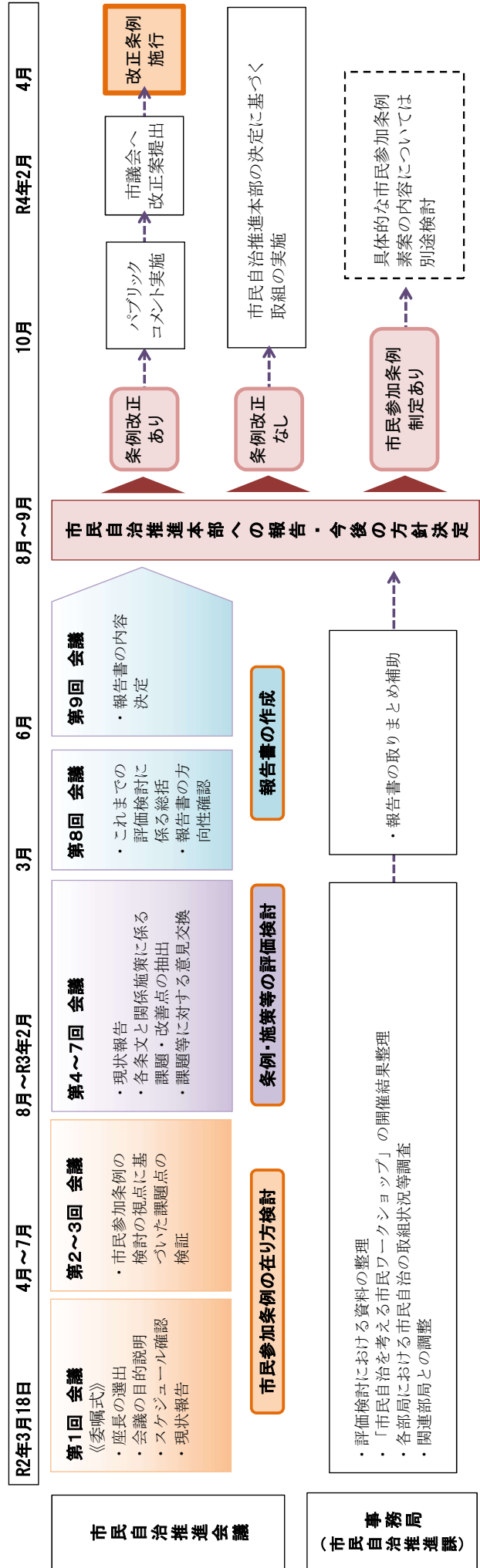
4 評価・検討の方法

第1回会議で、事務局（市民自治推進室）から札幌市全般における市民参加の取組状況等を説明し、第2回会議以降に市民参加条例の在り方、条例・施策等の評価検討について、必要に応じて担当部局にヒアリングを行うなど情報を集約しながら、検証を実施。

5 会議の位置づけ

条例第32条の規定に基づく前回の条例の見直しから令和3年度末で5年を経過することから、令和2年度から令和3年度にかけて、条例の見直しに係る方向性を決定する。また、市民参加条例の制定可否に係る方向性についても決定する。

6 今後のスケジュール（案）





## 第3次札幌市市民自治推進会議 「市民参加条例の検討に向けた視点について（報告書）」の概要

市民自治によるまちづくりを進めるための基本原則を定める条例として平成19年4月に施行された「札幌市自治基本条例」では、市は、市民の意見を聴きながら、市の施策・制度がこの条例に沿って整備・運用されているかを評価する（第31条）とともに、5年を超えない期間ごとにこの条例の規定について検討し、必要に応じて見直し等をする（第32条）ことを定めている。

このため、平成27年7月に「第3次市民自治推進会議」（附属機関）を設置し、前半では上記の評価・検討等について全6回の会議を行い、その結果を平成28年11月に報告書にまとめた。

そして、これらの評価・検討等が一旦終了したことから、後半では従前の市民自治推進会議でも検討の必要性が指摘されていた、条例第21条第7項に規定されている「市民参加を進めるために必要な条例等」の在り方に係る検討の視点を整理することをテーマに、平成29年5月～6月に全2回の会議を行い、その結果を平成29年10月に報告書「市民参加条例の検討に向けた視点について」にまとめた。

### 1 第3次市民自治推進会議の概要

#### ●委員構成（8名） 委嘱期間：H27.7.6～H29.7.5

佐藤 克廣	座長（北海学園大学法学部教授）
飯田 俊郎	委員（青森公立大学経営経済学部教授）
石黒 匡人	委員（小樽商科大学商学部教授）
梶井 祥子	委員（札幌大谷大学社会学部教授）
木村 公子	委員（鉄西連合町内会副会長・女性部長）
松本 直子	委員（市民委員）
森田 久芳	委員（市民委員）
横江 光良	委員（NPO 法人北海道未来ネット代表理事）

#### ●会議開催状況（全8回）

<前半> 市の施策・制度の評価、条例の規定に係る見直しの検討

第1回	H27.7.6	委嘱式、座長選出、全体スケジュール確認、市の施策・制度等の説明
第2回	H27.9.8	評価・検討（主に前文～第20条）、市民参加条例の基礎調査結果説明
第3回	H27.11.5	評価・検討（主に第21条～第29条）
第4回	H27.12.14	評価・検討（主に第30条～第33条）
第5回	H28.2.29	評価・検討（全体の総括）
第6回	H28.9.8	報告書の内容についての審議

<後半> 市民参加条例の検討に向けた視点の整理

第7回	H29.5.24	他都市状況・札幌市の現状等の説明、市民参加条例検討の視点に係る議論
第8回	H29.6.28	市民参加条例の検討に向けた視点の整理

（参考）過去の市民自治推進会議実施状況

会議	設置期間	検討テーマ
有識者会議（試行）	H22.3～H22.6	施策等の評価（第31条）
第1次市民自治推進会議	H23.3～H24.3	施策等の評価（第31条）、条例見直し（第32条）
	H24.7～H25.3	市政参加について（個別テーマ）
第2次市民自治推進会議	H26.6～H27.3	職員手引きについて（個別テーマ）

## 2 検討にあたっての札幌市（市民自治推進会議事務局）からの情報提供

### (1) 他都市における市民参加に関する条例の制定状況（アンケート調査結果）

札幌市では平成 26 年に、当時の政令市、中核市及び特例市計 102 市に対し文書照会を実施し、市民参加に関する条例の制定状況について調査した。

結果、大まかに、「基本型」、「一般型」及び「個別型」の 3 つに分類することができた。

基本型	市民参加条例は持たないが、自治基本条例等の中で市民参加について規定している（31 市）
一般型	市民参加条例があり、市民参加の理念や原則に加えて、パブリックコメントに関する規定など、実際の市民参加の方法についても一部定めている（20 市）
個別型	「パブリックコメント条例」等のように、個々の市民参加手法の具体的な仕組みを規定している（10 市）

#### 【札幌市の状況】

現在市民参加条例を設けていないが、自治基本条例等の中で市民参加に関する規定を設けていることから、上記の分類に当てはめると、「基本型」に該当する。

このため、市民自治推進会議では、今後札幌市が新たな条例を検討する場合は、「一般型」の条例を想定した上で検討を行うこととした。

### (2) 一般型市民参加条例制定市の状況（訪問によるヒアリング調査結果）

一般型の市民参加条例を制定している都市のうち、8 つの都市（千葉市、静岡市、京都市、熊本市、西宮市、鹿児島市、大和市、厚木市）を訪問し、より詳細なヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査では、市民参加条例を制定したことによる変化やメリット、市民参加条例の運用にあたっての課題、札幌市が市民参加条例を制定することについてどのように考えるか、の 3 点の項目を中心に、現状や意見を聴取した。

#### <調査結果概要>

調査項目	意見等
条例制定前後での変化・メリット	職員の意識変化、市民参加取組件数の増加
条例運用にあたっての課題	市民参加手続きの固定化、事務負担増、職員・市民への浸透不足
市民参加条例の制定	条例が機能する仕組み整備の必要性、条例制定の意味（自治基本条例と二重で制定することの意味付け等）

### (3) 市民参加条例と自治基本条例の関係

一般型の市民参加条例を持つ20市は、自治基本条例等との関係から、3つのパターンに分類できる。

①自治基本条例等がない（11市）

②自治基本条例等はあるが、市民参加に関する規定は理念又は委任規定のみ（8市）

③自治基本条例中に市民参加に関する規定がある程度詳細に設けられており、かつ市民参加条例も別途制定（1市）

⇒札幌市で市民参加条例を制定した場合は③に該当する。

### (4) 市民参加条例の制定による効果と課題

各都市への調査結果からみた、市民参加条例を制定することによる効果や課題は概ね次のとおり。

#### 【効果】

職員の意識の変化・向上、市民参加の量的な増加、市民参加の実効性確保のチェック体制確立

#### 【課題】

チェック体制整備に係るコスト増、市民参加手続きの固定化、職員の意識への浸透

### (5) 札幌市の現状

札幌市は市の人口や事業数などの点で規模的に非常に大きく、市民参加の実効性確保のチェック体制整備に大きなコストがかかるため、条例を制定した場合、実効性の確保が最大の課題となる。

## 3 市民参加条例の検討に向けた視点

以下のとおり、市民参加条例を検討するにあたっての、7つの視点を整理した。

### 視点1：自治基本条例に関する現状

札幌市には現在、市民参加条例が存在せず、自治基本条例に市民参加に関する規定が盛り込まれている。市民にとっては、自治基本条例は抽象的であり漠然としているため、その中の条文に市民参加の項目があるといっても、まずは、その入口の自治基本条例への馴染みがなく、理解が難しいと考えられる。従前から自治基本条例の認知度が低いため、自治基本条例の中に市民参加の規定があることも十分に知られていないと考えられ、そのことを踏まえて検討していく必要がある。

### 視点2：市民参加条例の特長と考えられる事柄

#### ① 市民にとっての分かりやすさ

市民にとっては、「市民自治」よりも「市民参加」のほうがより具体的で分かりやすいと思われることから、様々な機会をとらえて市民への周知を行い浸透を図ることを考えると、「市民参加」を表題とする方が効果的であると考える。

## ② 総括性

札幌市では、市民が意見を述べることができる手続が定められており、要綱等をはじめ、個別の施策・制度等でも様々な市民参加が行われているが、これらを総括するものが現在はない。このため、市民参加条例等を設けることにより、市民参加制度を全体的に見渡すことが可能となる。

### 視点 3：自治基本条例との整合性

自治基本条例の起草時の議論では、自治基本条例を制定した後で、将来的には市民参加条例を作っていくという想定もなされていたが、自治基本条例にも市民参加に関する規定を盛り込んでおくべきという意見もあったことから、現在のように自治基本条例中に市民参加に関する事項がある程度詳細に規定されている。このため、市民参加条例の検討にあたっては、自治基本条例との整合性に特に留意する必要がある。

### 視点 4：目的や将来像の明確化

市民参加条例を制定する目的は、市民参加をより進め、市民自治を深化させることである。

市民に市民参加の意識を浸透させるためには、それによって札幌市が何を目指していくのかという、将来への道筋を市民に示すことが必要であり、それを示すことで、参加する市民が増え、市民の意識も高まっていくことが期待できる。

市民参加条例を作るのであれば、その内容もさることながら、そもそもの目的や将来像を明確にし、それを分かりやすく市民に示すことが肝要である。

### 視点 5：市民にとっての効果や課題の検証

札幌市のこれまでの調査によって、他都市での効果や課題が明らかになったことは有用であるが、調査結果は主に行政側から見た効果や課題である。市民参加条例は市民のための条例であることから、行政側だけでなく、市民にとってどのような効果や課題があるかについても、検証していくことが望ましい。また、市民参加条例は自治基本条例と密接に関連するものであることから、札幌市において自治基本条例が施行されて市民にとってメリットや効果が出ているか、ということについても併せて検証することが望ましいと考える。

### 視点 6：実効性の確保に関する課題

市民参加条例を実効性のあるものにするためには、条例の運用状況をしっかりとチェックする必要がある。札幌市は都市の規模が大きく、事業数等も多いことから、十分なチェック体制を築くためには、大きなコストがかかる可能性があることも踏まえて、どの程度の「規律密度」とするかなどの検討が必要である。

### 視点 7：その他

一般型、個別型等どのようなタイプの条例とするか、現在の自治基本条例の条項で十分かどうか、自治基本条例第 21 条に規定されている「市政への市民参加の推進」との整合性などについての検討が必要である。

(1) Q1. あなたは、「まちづくり活動」に関心がありますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	大に関心がある	41	8.5
2	多少は関心がある	257	53.5
3	今は関心がないが、過去に関心を持ったことはある	25	5.2
4	関心がなく、過去に関心を持ったこともない	157	32.7
	不明	0	
	全体	480	100.0

(2) Q2. あなたが「まちづくり活動」に関心を持ったきっかけは何ですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	町内会への参加	116	36.4
2	市役所・区役所からの情報	98	30.7
3	まちづくりセンターからの情報	42	13.2
4	家族や知人などが活動している (いた)	33	10.3
5	好きな有名人などに影響された	3	0.9
6	誰かのためになることをしたいと思った	79	24.8
7	人と交流を持ちたいと思った	53	16.6
8	余暇時間を活用したいと思った	38	11.9
9	家庭、職場、学校、地域など自身の周りで身近な問題が実際に起きた	17	5.3
10	自然災害、事件・事故、社会問題など	109	34.2
11	学校や職場でのボランティア活動・奉仕活動・CSR活動など	40	12.5
12	その他	5	1.6
	不明	161	
	全体	319	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	633		198.4

(4) Q3. あなたが「まちづくり活動」をするとしたら、どのような活動をしてみたいですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	環境・美化 (ごみ拾い、花植え、植樹など)	173	36.0
2	健康づくり	145	30.2
3	高齢者や障がい者などの見守り・支援	101	21.0
4	子育て支援や子どもの見守り・健全育成	131	27.3
5	地域住民の交流・絆づくり	78	16.3
6	防犯・防災、交通安全	128	26.7
7	除雪・排雪の支援、凍結路への砂まきなど	101	21.0
8	地域の歴史・伝統の継承や文化の振興	50	10.4
9	地域の魅力づくり	72	15.0
10	募金や寄付による支援	41	8.5
11	その他	7	1.5
12	してみたい活動はない	91	19.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	1118		232.9

(6) Q4. あなたが「まちづくり活動」をするとしたら、誰と一緒に、または、どのような組織の一員として活動したいと思いますか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	町内会の一員として	176	36.7
2	NPOの一員として	34	7.1
3	町内会・NPO以外の団体 (PTA、老人クラブ、子ども会など) の一員として	48	10.0
4	職場や学校単位で	75	15.6
5	趣味などのサークル単位で	64	13.3
6	家族や親族と一緒に	104	21.7
7	個人で	130	27.1
8	その他	4	0.8
9	活動したいとは思わない	101	21.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	736		153.3

(8) Q5. あなたは、「まちづくり活動」への参加についてどのように感じますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	参加しやすい	10	2.1
2	どちらかというに参加しやすい	54	11.3
3	どちらともいえない	174	36.3
4	どちらかというに参加しにくい	136	28.3
5	参加しにくい	106	22.1
	不明	0	
	全体	480	100.0

(9) Q6. あなたが「まちづくり活動」に参加しにくいと感じるのは、どのようなことですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	情報が乏しい	193	40.2
2	参加するきっかけがつかめない	241	50.2
3	参加する時間がない	189	39.4
4	身体的・健康的な面で自信がない	48	10.0
5	活用できる知識や技能がない	50	10.4
6	参加するのが面倒	71	14.8
7	参加したいと思える活動がない	72	15.0
8	参加したいと思う活動をしている場所が遠い、不便などの地理的な事情	20	4.2
9	家族や職場など、周囲の理解を得ることが難しい	8	1.7
10	参加する人同士の間関係が煩わしい	91	19.0
11	一緒に参加できる人がいない	64	13.3
12	参加することで生じる責任が重荷になりそう	67	14.0
13	自分が住んでいる地域のことに興味がない	9	1.9
14	まちづくり活動自体に意義を見いだせない	11	2.3
15	その他	2	0.4
16	参加しにくいと感じることはない	24	5.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	1160		241.7

(11) Q7. 市民が「まちづくり活動」へ参加しやすくなるために札幌市が行っている次の取り組みのうち、あなたが高く評価しているものを、当てはまるものを3つまで選んでください。...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	活動に関心を持ったり始めたりするための「きっかけ」の提供	133	27.7
2	個々の活動や活動団体への助成など、経済的な支援	116	24.2
3	活動団体の担い手への講座や情報提供など、団体運営に対する技術的な支援	73	15.2
4	参加できる活動や活動団体の紹介など、活動に関する情報の発信	110	22.9
5	自分の知識や技能などを生かせる活動機会の提供や活動団体につなぐ取り組み	52	10.8
6	その他	5	1.0
7	高く評価している取り組みはない	207	43.1
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	696		145.0

(13) Q8. あなたは、より多くの市民が「まちづくり活動」に参加するようになるために、札幌市にどのような取り組みにもっと力を入れてほしいと思いますか。当てはまるものを3つまで選んでください。...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	活動に関心を持ったり始めたりするための「きっかけ」を作ること	252	52.5
2	個々の活動や活動団体への助成など、経済的な支援を行うこと	155	32.3
3	活動団体の担い手への講座や情報提供など、団体運営に対する技術的な支援	96	20.0
4	参加できる活動や活動団体の紹介など、活動に関する情報を発信すること	194	40.4
5	自分の知識や技能などを生かせる活動機会の提供や活動団体につなぐ取り組み	99	20.6
6	その他	2	0.4
7	力を入れてほしい取り組みはない	79	16.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	877		182.7

(15) Q9. あなたは、身の回りや近所で何か問題が起こった場合に、その問題に対してどのような行動をとると思いますか。当てはまるものを3つまで選んでください。...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	町内会に相談する	150	31.3
2	町内会以外の地域のボランティア団体・市民活動団体などに相談する	33	6.9
3	まちづくりセンターに相談する	72	15.0
4	区役所や市役所に相談する	207	43.1
5	民生委員・児童委員に相談する	32	6.7
6	市議会等の議員に相談する	10	2.1
7	自分の周りの人とともに、自分ができそうなことをする	112	23.3
8	その他	8	1.7
9	特に何もしない	119	24.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	743		154.8

(17) Q10. あなたは、まちづくりセンターを知っていますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	名称もどのような仕事をしているかも知っている	68	14.2
2	名称は知っていたが、どのような仕事をしているかは知らなかった	187	39.0
3	名称は知らなかったが、住民票の写しの取り次ぎなどを知っていた	45	9.4
4	名称もどのような仕事をしているかも知らなかった	180	37.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

(18) Q11. あなたは、まちづくりセンターを利用したことがありますか。当てはまるものを1つを選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	81	16.9
2	ない	399	83.1
	不明	0	
	全体	480	100.0

(19) Q12. あなたは、まちづくりセンターをどのような目的で利用しましたか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	町内会やその他の団体での活動のため	37	45.7
2	個人でのまちづくり活動のため	7	8.6
3	住民票の写しなどの証明書を受け取るため	50	61.7
4	市のパンフレットなどをもらうため	12	14.8
5	地域の問題などについて相談するため	3	3.7
6	市に対する意見や要望などを言うため	3	3.7
7	その他	3	3.7
	不明	399	
	全体	81	100.0

累計 (n)	累計 (%)
115	142.0

(22) Q14. あなたがまちづくりセンターを利用したことがない理由は何ですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	身近にないから	111	29.7
2	利用したいサービスがないから	75	20.1
3	利用したい時間帯や曜日に開いていないから	33	8.8
4	何ができるか分からないから	146	39.0
5	まちづくりセンターを知らなかったから	101	27.0
6	入りにくそうな雰囲気だから	36	9.6
7	その他	6	1.6
	不明	106	
	全体	374	100.0

累計 (n)	累計 (%)
508	135.8

(24) Q15. あなたは、さぼーとほっと基金を知っていますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	12	2.5
2	どのような内容の基金か、ある程度知っている	28	5.8
3	名称は知っているが、どのような基金か知らない	69	14.4
4	知らない	371	77.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

(25) Q16. あなたが、さぼーとほっと基金を知ったきっかけは何ですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	札幌市が発行している冊子やパンフレット	58	56.9
2	札幌市公式ホームページ	25	24.5
3	さぼーとほっと基金に寄付している企業の活動を通じて	14	13.7
4	市民まちづくり活動を行っている団体から紹介された	8	7.8
5	イベントや展示など	7	6.9
6	テレビ・ラジオ・新聞	11	10.8
7	家族や知人からの口コミ	9	8.8
8	他の窓口などで紹介された	2	2.0
9	その他	1	1.0
	不明	378	
	全体	102	100.0

累計 (n)	累計 (%)
135	132.4

(27) Q17. あなたは、さぼーとほっと基金に寄付をしたことがありますか。当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	11	2.3
2	ない	469	97.7
	不明	0	
	全体	480	100.0

(28) Q18. あなた、はさぼーとほっと基金に今後寄付をしたいと思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	寄付したい	14	2.9
2	共感する活動・団体・テーマがあれば寄付したい	85	17.7
3	制度について理解を進めてから検討したい	259	54.0
4	寄付したくない	122	25.4
	不明	0	
	全体	480	100.0

(29) Q19. あなたが、寄付をする際に重要だと思うことは何ですか。当てはまるものを2つまで選んでください。... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	使い道の透明性が担保されている	339	70.6
2	情報発信・報告がしっかりしている	145	30.2
3	活動内容に共感できる	204	42.5
4	活動成果が具体的である	132	27.5
5	身近に活動していて親しみが持てる	69	14.4
6	寄付することで感謝状などの特典がある	29	6.0
7	その他	4	0.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	922		192.1

(31) Q20. あなたは、「札幌市自治基本条例」を知っていますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	7	1.5
2	内容がある程度知っている	32	6.7
3	名前だけなら知っている (聞いたことがある)	104	21.7
4	知らない	337	70.2
	不明	0	
	全体	480	100.0

(32) Q21. あなたが、「札幌市自治基本条例」に関するPRや説明について、見たり聞いたりしたことがあるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	パンフレット	62	12.9
2	札幌市のホームページ	57	11.9
3	市長や市議会議員による説明	6	1.3
4	市職員による説明	8	1.7
5	札幌市の関係者以外による説明	7	1.5
6	テレビ、新聞、ラジオなどの報道	50	10.4
7	見たり聞いたりしたことはない	340	70.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	530		110.4

(33) Q22. あなたは、札幌市が、市民自治を進めるための取り組みを今後も行っていく必要があると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	必要だと思う	100	20.8
2	ある程度必要だと思う	176	36.7
3	どちらともいえない	88	18.3
4	あまり必要だとは思わない	17	3.5
5	必要だと思わない	18	3.8
6	わからない	81	16.9
	不明	0	
	全体	480	100.0



(34) Q23. あなたは、札幌市が「市政に関する市民への情報提供」を十分に行っていると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	そう思う	14	2.9
2	ある程度そう思う	110	22.9
3	どちらともいえない	205	42.7
4	あまり思わない	105	21.9
5	思わない	46	9.6
	不明	0	
	全体	480	100.0

(35) Q24. あなたは、札幌市に「市民への情報提供」をもっと推進してほしいと思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	積極的に推進してほしいと思う	114	23.8
2	ある程度推進してほしいと思う	196	40.8
3	どちらともいえない	148	30.8
4	あまり推進してほしいとは思わない	10	2.1
5	全く推進してほしいと思わない	12	2.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

(36) Q25. あなたは、札幌市からの情報を、主にどのような方法で受け取っていますか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	広報さっぽろ	405	84.4
2	札幌市が発行するパンフレット、リーフレット、チラシ、ポスターなど	82	17.1
3	札幌市の市政広報番組（テレビ・ラジオ番組など）	38	7.9
4	札幌市のホームページ	94	19.6
5	札幌市の公式SNS	14	2.9
6	札幌市のアプリ	15	3.1
7	札幌市が発行するメールマガジン	6	1.3
8	地上波デジタルテレビのデータ放送（dボタン）	20	4.2
9	説明会、出前講座など対面での説明	4	0.8
10	町内会などの回覧板	95	19.8
11	人づて	23	4.8
12	その他	2	0.4
13	札幌市からの情報を受け取っていない	29	6.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計 (n)	累計 (%)
827	172.3

(38) Q26. あなたは、札幌市からの情報を、どのような方法で受け取りたいと思いますか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	広報さっぽろ	371	77.3
2	札幌市が発行するパンフレット、リーフレット、チラシ、ポスターなど	98	20.4
3	札幌市の市政広報番組（テレビ・ラジオ番組など）	54	11.3
4	札幌市のホームページ	116	24.2
5	札幌市の公式SNS	43	9.0
6	札幌市のアプリ	28	5.8
7	札幌市が発行するメールマガジン	40	8.3
8	地上波デジタルテレビのデータ放送（dボタン）	37	7.7
9	説明会、出前講座など対面での説明	20	4.2
10	町内会などの回覧板	96	20.0
11	その他	2	0.4
12	わからない	41	8.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計 (n)	累計 (%)
946	197.1

(40) Q27. あなたは、札幌市が行う市民への情報提供について、どのようなことを求めますか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	もっと迅速に情報を提供してほしい	131	27.3
2	もっとたくさんの情報を提供してほしい	166	34.6
3	情報が多すぎるので、重要な情報にしぼって提供してほしい	56	11.7
4	もっと分かりやすくしてほしい	147	30.6
5	デザイン、レイアウトや色づかいなど、見た目をもっと工夫してほしい	50	10.4
6	その他	4	0.8
7	特に求めることはない	107	22.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計 (n)	累計 (%)
661	137.7

(42) Q28. あなたは、札幌市が市民の意見を十分に市政に反映していると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	そう思う	12	2.5
2	ある程度そう思う	92	19.2
3	どちらともいえない	262	54.6
4	あまり思わない	86	17.9
5	思わない	28	5.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

(43) Q29. あなたは、札幌市が、市民の市政への参加の機会を十分に提供していると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	そう思う	10	2.1
2	ある程度そう思う	106	22.1
3	どちらともいえない	240	50.0
4	あまり思わない	94	19.6
5	思わない	30	6.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

(44) Q30. あなたは、札幌市が、市政への参加機会を、市民にもっと提供してほしいと思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	積極的に提供してほしいと思う	67	14.0
2	ある程度提供してほしいと思う	192	40.0
3	どちらともいえない	199	41.5
4	あまり提供してほしいとは思わない	11	2.3
5	全く提供してほしいとは思わない	11	2.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

(45) Q31. あなたが市政に参加したい(しても良い)と思えるためには、どのような条件が必要ですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	参加しやすい曜日や時間帯などに行われること。	224	46.7
2	自分が関心のあるテーマであること。	267	55.6
3	好きな有名人が来る、イベントが楽しそうなど、参加意欲が湧く内容であること。	66	13.8
4	自分の意見を大切に扱ってもらえること。	67	14.0
5	一部の慣れた参加者の独壇場にならず、誰でも意見を出しやすい環境であること。	131	27.3
6	報酬、景品が支給されること。	55	11.5
7	参加案内などの情報を入手しやすくなること。	138	28.8
8	参加案内などの内容が見やすく、分かりやすいものであること。	100	20.8
9	1人だと参加しにくいので、仲間と一緒に参加できること。	35	7.3
10	家族や職場など周囲の理解を得られること。	34	7.1
11	その他	4	0.8
12	条件にかかわらず参加したくない	54	11.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	1175		244.8

(47) Q32. あなたは、市政への参加方法として、どのような方法に関心がありますか。当てはまるものを3つまで選んでください。... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	訪問、電話、メール、手紙などでの意見表明・提言	147	30.6
2	パブリックコメントでの意見提出	62	12.9
3	フォーラム・シンポジウム	62	12.9
4	ワークショップ	64	13.3
5	意見交換会(市民と市、あるいは市民同士の意見交換)	76	15.8
6	審議会などの公募委員	20	4.2
7	モニター	228	47.5
8	アンケート	288	60.0
9	その他	2	0.4
10	どれも関心がない	62	12.9
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	1011		210.6

(49) Q33. あなたは、どのような市政のテーマに関心がありますか。当てはまるものすべてを選んでください。(いくつでも)...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	防災・防犯関係	216	45.0
2	予算など財政関係	114	23.8
3	国際交流関係	62	12.9
4	都市計画・建設・交通関係	141	29.4
5	市民活動・地域振興関係	109	22.7
6	文化・芸術・スポーツ関係	154	32.1
7	健康・医療・福祉関係	217	45.2
8	環境・衛生関係	114	23.8
9	子育て・教育関係	139	29.0
10	経済・産業・観光関係	119	24.8
11	その他	1	0.2
12	どれにも関心がない	51	10.6
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	1437		299.4

(51) F1. 性別...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	男性	240	50.0
2	女性	240	50.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

(52) F2. 年代...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	39歳以下	120	25.0
2	40～49歳	120	25.0
3	50～59歳	120	25.0
4	60歳以上	120	25.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

(53) F3. 居住形態...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	一戸建て	216	45.0
2	分譲マンション	124	25.8
3	賃貸マンション・アパート	133	27.7
4	その他	7	1.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

(54) F4. 職業...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	会社員・公務員・団体職員	216	45.0
2	自営業	38	7.9
3	パート・アルバイト	85	17.7
4	専業主婦・主夫	95	19.8
5	学生	9	1.9
6	無職	34	7.1
7	その他	3	0.6
	不明	0	
	全体	480	100.0

附属機関の制度運用

■附属機関の公募委員制度、女性委員の登用  
 「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」において、設置目的、審議内容等を勘案した上で、附属機関の公募制を実施することとしており、委員公募の推進を規定している。  
 また、「札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱」において、各附属機関の女性委員の割合について概ね40%、最終的には男女同数で構成されることを目標と規定しており、女性委員の登用を推進している。

<附属機関等の設置状況>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
機関数	88	92	90	92	92	95	95
公募委員制導入機関/割合	27 / 30.7%	22 / 23.9%	22 / 24.4%	26 / 28.3%	26 / 28.3%	26 / 27.4%	28 / 29.5%
委員数(人)	1,690	1,814	1,519	1,568	1,559	1,682	1,799
公募委員数(人)/割合	72 / 4.3%	72 / 4.0%	65 / 4.3%	78 / 5.0%	79 / 5.1%	69 / 4.1%	84 / 4.7%
女性委員数(人)/割合	619 / 36.6%	669 / 36.9%	500 / 32.9%	532 / 33.9%	525 / 33.7%	516 / 30.7%	561 / 31.2%

パブリックコメントの運用

■パブリックコメント手続きの運用状況  
 重要な政策案についての意見公募制度として、条例の制定やパブリックコメント手続きに関する要綱に基づき、パブリックコメントを実施。

<パブリックコメントの推移>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
案件数	16	17	33	21	16	28	24
意見合計	1,057	1,507	2,043	1,346	791	1,362	938
提出者合計	413	541	780	509	252	483	329
平均意見数	66.0	88.6	61.9	64.1	49.4	48.6	39.1
平均提出者数	25.8	31.8	23.6	24.2	15.8	17.3	13.7
修正有(案件)	11	9	20	15	8	17	11
主なパブリックコメント実施事業	まちづくり戦略ビジョン	まちづくり戦略ビジョン	新・さつぽろ子ども未来プラン	動物の感養及び管理に関する条例	市立高校教育改革方針	障がい福祉に関する条例	障がい福祉に関する条例(仮称)町内会段の利用の促進に関する条例

■キッズコメントの実施  
 「第3次札幌新まちづくり計画」や「札幌市行政改革プラン」などの策定(平成23年度)の際、札幌市の未来を担う子どもたちの意見を吸い上げるため、「キッズコメント」として、小学5年生から中学3年生を対象とした「子ども用ハンズオン」による意見募集を実施。  
 平成30年度は、パブリックコメント実施案件24件のうち2件でキッズコメントを実施し、計287人の子どもから719件の意見を受けた。

市民対話の取組

■市職員による市民対話  
 市職員がより多くの市民と対話をする中で、「市民力」を結集したまちづくりを進めていくことを目的として実施。市民にとっては意見を市政に届ける機会となる。

<職員による市民対話の推移>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①ワーキングショップ	事例数	93	110	63
	参加人数	2,300	2,668	2,407
②意見交換会	事例数	278	314	207
	参加人数	8,167	6,552	3,919
③市民会議	事例数	10	45	42
	参加人数	427	887	1,003
④シンポジウム、パネルディスカッション、モニター制度、その他	事例数	133	96	109
	参加人数	2,561	2,418	2,861
合計	事例数	514	571	499
	参加人数	13,455	12,525	10,190
				10,133

①ワーキングショップ:参加者が主体的に共同作業や議論をしながら、地域課題を解決したり、考えていくもの。  
 ②意見交換会:一定の人数の市民と職員が一堂に会し、双方の意見を直接話し合ったり対話を行うもの。  
 ③市民会議:市民、各種団体、有識者、職員などが参加し、一定の課題に対し意見を求め、検討するもの。  
 ④シンポジウム、パネルディスカッション:テーマに関心がある市民と専門家などを交えて、自らの見解をスピーチしたり、プレゼンを行い、その後、聴衆からの質疑応答を受ける形式のもの。  
 モニター制度:一部の市民にモニターとなってもらい、特定の事業等に対し直接的な意見をもつもの。

広聴事業を通じた市民意見の提案

■市民意識調査・インターネットアンケート調査  
 ○市民意識調査:各種施策や事業の周知度や要望を把握し、施策推進の参考とすることを目的に実施している郵送アンケート調査(1回あたり5千人、年間4回、計2万人の市民を対象)。  
 ○インターネットアンケート調査:市民のニーズや各種施策や事業への意見を把握し、施策推進の参考とするため、民間のインターネット調査会社が保有する多数のモニターを活用した調査。

■個別広聴

個別広聴(来訪・面談、電話、手紙・文書、インターネットメール等の受付方法により、個人や各種団体から寄せられた意見・要望等)についても、市政への意見提案の機会となっている。

<平成30年度 受付方法別内訳>

	提案	要望	苦情	問合せ	その他	合計	(前年度)合計
来訪・面談	15	609	127	41	22	814	694
電話	27	1,668	558	118	97	2,468	1,843
手紙・文書	12	947	124	53	126	1,262	1,231
市長宛の手紙	1	213	17	0	130	361	712
インターネット	6	1,109	113	203	106	1,537	1,232
市長宛のメール	7	865	163	64	122	1,221	1,319
市長宛要望書	0	64	0	0	0	64	150
区長宛要望書	0	106	0	0	0	106	149
新聞投書	0	36	0	0	4	40	94
その他広聴	1	10	1	4	0	16	18
合計	69	5,627	1,103	483	607	7,889	7,442

・提案:市政に関する制度、政策、施設などの新設、廃止、変更を求める意見・アイデアなど。  
 ・要望:市などの事務事業について、何らかの改善を要求し、期待を表明して、その実現を求めるもの。

## ■市民自治を考える市民ワークショップ

年度	テーマ
令和元年度	市民参加の将来像を考える
平成30年度	地域コミュニティの将来像を考える
平成29年度	これからの町内会をみんなで考える
平成28年度	まちづくりセンターをもっと活用してもらうためにはどうすればよいか
平成27年度	市民参加を進めるために、何ができるか
平成26年度	効果的な情報提供・情報共有について
平成25年度	市民参加の意識とその醸成について
平成24年度	地域の交流の場、コミュニティカフェなどにおける地域交流の活性化について
平成23年度	札幌市自治基本条例とまちづくり
平成22年度	まちづくりセンターは地域のまちづくりの拠点となりえるか
平成21年度	情報共有・市民参加について
平成20年度	情報共有・市民参加について
平成19年度	情報共有・市民参加について

### ※ワークショップの名称について

平成19年度～25年度までは「市民による集中評価会議」

平成26年度～27年度までは「市民によるまちづくり会議」

平成28年度以降は「市民自治を考える市民ワークショップ」

Q1. あなたは、「まちづくり活動」に関心がありますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	大に関心がある	41	8.5
2	多少は関心がある	257	53.5
3	今は関心がないが、過去に関心を持ったことはある	25	5.2
4	関心がなく、過去に関心を持ったこともない	157	32.7
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q2. あなたが「まちづくり活動」に関心を持ったきっかけは何ですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	町内会への参加	116	36.4
2	市役所・区役所からの情報	98	30.7
3	まちづくりセンターからの情報	42	13.2
4	家族や知人などが活動している(いた)	33	10.3
5	好きな有名人などに影響された	3	0.9
6	誰かのためになることをしたいと思った	79	24.8
7	人と交流を持ちたいと思った	53	16.6
8	余暇時間を活用したいと思った	38	11.9
9	家庭、職場、学校、地域など自身の周りで身近な問題が実際に起きた	17	5.3
10	自然災害、事件・事故、社会問題など	109	34.2
11	学校や職場でのボランティア活動・奉仕活動・CSR活動など	40	12.5
12	その他	5	1.6
	不明	161	
	全体	319	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

自分が住みやすくしたいから。

子供が生まれた

特にはないです。

Q3. あなたが「まちづくり活動」をするとしたら、どのような活動をしてみたいですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	環境・美化(ごみ拾い、花植え、植樹など)	173	36.0
2	健康づくり	145	30.2
3	高齢者や障がい者などの見守り・支援	101	21.0
4	子育て支援や子どもの見守り・健全育成	131	27.3
5	地域住民の交流・絆づくり	78	16.3
6	防犯・防災、交通安全	128	26.7
7	除雪・排雪の支援、凍結路への砂まきなど	101	21.0
8	地域の歴史・伝統の継承や文化の振興	50	10.4
9	地域の魅力づくり	72	15.0
10	募金や寄付による支援	41	8.5
11	その他	7	1.5
12	してみたい活動はない	91	19.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

都市開発(商業施設など)への意見

例えば町内会館など利用して、健康麻雀教室など

横浜市にあるようなポスターを自由に貼れる掲示板の設置

※自由記載欄の回答について、重複する内容、設問の主旨から外れているものは掲載を省略している(次頁以降も同様)。

Q4. あなたが「まちづくり活動」をするとしたら、誰と一緒に、または、どのような組織の一員として活動したいと思いますか。当てはまるものをすべて選んでください。（いくつでも）

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	町内会の一員として	176	36.7
2	NPOの一員として	34	7.1
3	町内会・NPO以外の団体（PTA、老人クラブ、子ども会など）の一員として	48	10.0
4	職場や学校単位で	75	15.6
5	趣味などのサークル単位で	64	13.3
6	家族や親族と一緒に	104	21.7
7	個人で	130	27.1
8	その他	4	0.8
9	活動したいとは思わない	101	21.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。
マンションの住人と
友達同士で

Q5. あなたは、「まちづくり活動」への参加についてどのように感じますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	参加しやすい	10	2.1
2	どちらかというに参加しやすい	54	11.3
3	どちらともいえない	174	36.3
4	どちらかというに参加しにくい	136	28.3
5	参加しにくい	106	22.1
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q6. あなたが「まちづくり活動」に参加しにくいと感じるのは、どのようなことですか。当てはまるものをすべて選んでください。（いくつでも）

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	情報が乏しい	193	40.2
2	参加するきっかけがつかめない	241	50.2
3	参加する時間がない	189	39.4
4	身体的・健康的な面で自信がない	48	10.0
5	活用できる知識や技能がない	50	10.4
6	参加するのが面倒	71	14.8
7	参加したいと思える活動がない	72	15.0
8	参加したいと思う活動をしている場所が遠い、不便などの地理的な事情	20	4.2
9	家族や職場など、周囲の理解を得ることが難しい	8	1.7
10	参加する人同士の人間関係が煩わしい	91	19.0
11	一緒に参加できる人がいない	64	13.3
12	参加することで生じる責任が重荷になりそう	67	14.0
13	自分が住んでいる地域のことに興味がない	9	1.9
14	まちづくり活動自体に意義を見いだせない	11	2.3
15	その他	2	0.4
16	参加しにくいと感じることはない	24	5.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。
子どもが小さいの沢山いて、フレキシブルには動けない。
乳児がいるから

Q7. 市民が「まちづくり活動」へ参加しやすくなるために札幌市が行っている次の取り組みのうち、あなたが高く評価しているものを、当てはまるものを3つまで選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	活動に関心を持ったり始めたりするための「きっかけ」の提供	133	27.7
2	個々の活動や活動団体への助成など、経済的な支援	116	24.2
3	活動団体の担い手への講座や情報提供など、団体運営に対する技術的な支援	73	15.2
4	参加できる活動や活動団体の紹介など、活動に関する情報の発信	110	22.9
5	自分の知識や技能などを生かせる活動機会の提供や活動団体につなぐ取り組み	52	10.8
6	その他	5	1.0
7	高く評価している取り組みはない	207	43.1
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

よくわからない

上記のような取り組み自体を知らない

Q8. あなたは、より多くの市民が「まちづくり活動」に参加するようになるために、札幌市にどのような取り組みにもっと力を入れてほしいと思いますか。当てはまるものを3つまで選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	活動に関心を持ったり始めたりするための「きっかけ」を作ること	252	52.5
2	個々の活動や活動団体への助成など、経済的な支援を行うこと	155	32.3
3	活動団体の担い手への講座や情報提供など、団体運営に対する技術的な支援	96	20.0
4	参加できる活動や活動団体の紹介など、活動に関する情報を発信すること	194	40.4
5	自分の知識や技能などを生かせる活動機会の提供や活動団体につなぐ取り組み	99	20.6
6	その他	2	0.4
7	力を入れてほしい取り組みはない	79	16.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

市役所職員が先頭に立って参加すること

Q9. あなたは、身の回りや近所で何か問題が起こった場合に、その問題に対してどのような行動をとると思いますか。当てはまるものを3つまで選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	町内会に相談する	150	31.3
2	町内会以外の地域のボランティア団体・市民活動団体などに相談する	33	6.9
3	まちづくりセンターに相談する	72	15.0
4	区役所や市役所に相談する	207	43.1
5	民生委員・児童委員に相談する	32	6.7
6	市議会等の議員に相談する	10	2.1
7	自分の周りの人とともに、自分ができそうなことをする	112	23.3
8	その他	8	1.7
9	特に何もしない	119	24.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

個人で対応

110番

近所に住む親戚に話す。

マンションの管理人

管理会社に連絡する



Q10. あなたは、まちづくりセンターを知っていますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	名称もどのような仕事をしているかも知っている	68	14.2
2	名称は知っていたが、どのような仕事をしているかは知らなかった	187	39.0
3	名称は知らなかったが、住民票の写しの取り次ぎなどを知っていることは知っていた	45	9.4
4	名称もどのような仕事をしているかも知らなかった	180	37.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q11. あなたは、まちづくりセンターを利用したことがありますか。当てはまるもの1つを選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	ある	81	16.9
2	ない	399	83.1
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q12. あなたは、まちづくりセンターをどのような目的で利用しましたか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	町内会やその他の団体での活動のため	37	45.7
2	個人でのまちづくり活動のため	7	8.6
3	住民票の写しなどの証明書を受け取るため	50	61.7
4	市のパンフレットなどをもらうため	12	14.8
5	地域の問題などについて相談するため	3	3.7
6	市に対する意見や要望などを言うため	3	3.7
7	その他	3	3.7
	不明	399	
	全体	81	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

選挙の投票  
職場のそばのため

Q13. あなたは、まちづくりセンターを利用して不満に思ったことはありますか。ある場合は、不満に思ったことを自由にお書きください。

特になし。いろいろなパンフレットがおいているので、とても役に立ち活用中である。
特になし
家から遠い。駐車場が狭い。
暇そう。仕事内容に比べて人員が多すぎる。
2, 3日かかるといわれ「ならば自分で役所に取りに行く」と言った。急いでいるときは役に立たないなをしているのかわからない。暇そう。
雰囲気が暗く入りづらい
中身が見えにくい。地域に密着している感じがしない。
営業時間が短く、なかなか行けない

Q14. あなたがまちづくりセンターを利用したことがない理由は何ですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	身近にないから	111	29.7
2	利用したいサービスがないから	75	20.1
3	利用したい時間帯や曜日に開いていないから	33	8.8
4	何ができるか分からないから	146	39.0
5	まちづくりセンターを知らなかったから	101	27.0
6	入りにくそうな雰囲気だから	36	9.6
7	その他	6	1.6
	不明	106	
	全体	374	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。
まちづくりセンターって何をしているところかわからないから。
そもそも、まちづくりセンターを知らなかった。
現状で必要がないから
どこにあるのかもわからないから

Q15. あなたは、さぽーとほっと基金を知っていますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	よく知っている	12	2.5
2	どのような内容の基金か、ある程度知っている	28	5.8
3	名称は知っているが、どのような基金か知らない	69	14.4
4	知らない	371	77.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q16. あなたが、さぽーとほっと基金を知ったきっかけは何ですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	札幌市が発行している冊子やパンフレット	58	56.9
2	札幌市公式ホームページ	25	24.5
3	さぽーとほっと基金に寄付している企業の活動を通じて	14	13.7
4	市民まちづくり活動を行っている団体から紹介された	8	7.8
5	イベントや展示など	7	6.9
6	テレビ・ラジオ・新聞	11	10.8
7	家族や知人からの口コミ	9	8.8
8	他の窓口などで紹介された	2	2.0
9	その他	1	1.0
	不明	378	
	全体	102	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。
わからない。

Q17. あなたは、さぽーとほっと基金に寄付をしたことがありますか。当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	ある	11	2.3
2	ない	469	97.7
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q18. あなたは、さぽーとほっと基金に今後寄付をしたいと思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	寄付したい	14	2.9
2	共感する活動・団体・テーマがあれば寄付したい	85	17.7
3	制度について理解を進めてから検討したい	259	54.0
4	寄付したくない	122	25.4
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q19. あなたが、寄付をする際に重要だと思うことは何ですか。当てはまるものを2つまで選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	使い道の透明性が担保されている	339	70.6
2	情報発信・報告がしっかりしている	145	30.2
3	活動内容に共感できる	204	42.5
4	活動成果が具体的である	132	27.5
5	身近に活動していて親しみが持てる	69	14.4
6	寄付することで感謝状などの特典がある	29	6.0
7	その他	4	0.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

寄付に頼らない  
税控除  
寄付する余裕がない

Q20. あなたは、「札幌市自治基本条例」を知っていますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	よく知っている	7	1.5
2	内容をある程度知っている	32	6.7
3	名前だけなら知っている（聞いたことがある）	104	21.7
4	知らない	337	70.2
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q21. あなたが、「札幌市自治基本条例」に関するPRや説明について、見たり聞いたりしたことがあるものをすべて選んでください。（いくつでも）

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	パンフレット	62	12.9
2	札幌市のホームページ	57	11.9
3	市長や市議会議員による説明	6	1.3
4	市職員による説明	8	1.7
5	札幌市の関係者以外による説明	7	1.5
6	テレビ、新聞、ラジオなどの報道	50	10.4
7	見たり聞いたりしたことはない	340	70.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q22. あなたは、札幌市が、市民自治を進めるための取り組みを今後も行っていく必要があると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	必要だと思う	100	20.8
2	ある程度必要だと思う	176	36.7
3	どちらともいえない	88	18.3
4	あまり必要だとは思わない	17	3.5
5	必要だと思わない	18	3.8
6	わからない	81	16.9
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q23. あなたは、札幌市が「市政に関する市民への情報提供」を十分に行っていると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	そう思う	14	2.9
2	ある程度そう思う	110	22.9
3	どちらともいえない	205	42.7
4	あまり思わない	105	21.9
5	思わない	46	9.6
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q24. あなたは、札幌市に「市民への情報提供」をもっと推進してほしいと思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	積極的に推進してほしいと思う	114	23.8
2	ある程度推進してほしいと思う	196	40.8
3	どちらともいえない	148	30.8
4	あまり推進してほしいとは思わない	10	2.1
5	全く推進してほしいと思わない	12	2.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q25. あなたは、札幌市からの情報を、主にどのような方法で受け取っていますか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	広報さっぽろ	405	84.4
2	札幌市が発行するパンフレット、リーフレット、チラシ、ポスターなど	82	17.1
3	札幌市の市政広報番組(テレビ・ラジオ番組など)	38	7.9
4	札幌市のホームページ	94	19.6
5	札幌市の公式SNS	14	2.9
6	札幌市のアプリ	15	3.1
7	札幌市が発行するメールマガジン	6	1.3
8	地上波デジタルテレビのデータ放送(dボタン)	20	4.2
9	説明会、出前講座など対面での説明	4	0.8
10	町内会などの回覧板	95	19.8
11	人づて	23	4.8
12	その他	2	0.4
13	札幌市からの情報を受け取っていない	29	6.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」記載なし

Q26. あなたは、札幌市からの情報を、どのような方法で受け取りたいと思いますか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	広報さっぽろ	371	77.3
2	札幌市が発行するパンフレット、リーフレット、チラシ、ポスターなど	98	20.4
3	札幌市の市政広報番組(テレビ・ラジオ番組など)	54	11.3
4	札幌市のホームページ	116	24.2
5	札幌市の公式SNS	43	9.0
6	札幌市のアプリ	28	5.8
7	札幌市が発行するメールマガジン	40	8.3
8	地上波デジタルテレビのデータ放送(dボタン)	37	7.7
9	説明会、出前講座など対面での説明	20	4.2
10	町内会などの回覧板	96	20.0
11	その他	2	0.4
12	わからない	41	8.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

パソコンなど保存可能な手段

ネット上の広告

Q27. あなたは、札幌市が行う市民への情報提供について、どのようなことを求めますか。当てはまるものをすべて選んでください。（いくつでも）

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	もっと迅速に情報を提供してほしい	131	27.3
2	もっとたくさんの情報を提供してほしい	166	34.6
3	情報が多すぎるので、重要な情報にしぼって提供してほしい	56	11.7
4	もっと分かりやすくしてほしい	147	30.6
5	デザイン、レイアウトや色づかいなど、見た目をもっと工夫してほしい	50	10.4
6	その他	4	0.8
7	特に求めることはない	107	22.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。  
 文字以外、写真やイラスト、図、グラフ、などが豊富だとわかりやすいかなと思います。  
 重要な情報は広く気が付きやすく確実に。知りたい情報は市民が個々に深く掘り下げる手立てがあるように。  
 選挙時期だけでなく、広報さっぽろなどで市議会議員一人一人にスポットを当てた活動報告を紹介して、ふだんからの市議会議員がどのように市の為に働いてくれているか、どれだけ市民の役に立っているのか知らせて欲しい。選挙公報で「この人、何やってくれたんだろう？」とわからない人ばかりでは困る。

Q28. あなたは、札幌市が市民の意見を十分に市政に反映していると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	そう思う	12	2.5
2	ある程度そう思う	92	19.2
3	どちらともいえない	262	54.6
4	あまり思わない	86	17.9
5	思わない	28	5.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q29. あなたは、札幌市が、市民の市政への参加の機会を十分に提供していると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	そう思う	10	2.1
2	ある程度そう思う	106	22.1
3	どちらともいえない	240	50.0
4	あまり思わない	94	19.6
5	思わない	30	6.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q30. あなたは、札幌市が、市政への参加機会を、市民にもっと提供してほしいと思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	積極的に提供してほしいと思う	67	14.0
2	ある程度提供してほしいと思う	192	40.0
3	どちらともいえない	199	41.5
4	あまり提供してほしいとは思わない	11	2.3
5	全く提供してほしいと思わない	11	2.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q31. あなたが市政に参加したい（しても良い）と思えるためには、どのような条件が必要ですか。当てはまるものをすべて選んでください。（いくつでも）

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	参加しやすい曜日や時間帯などに行われること。	224	46.7
2	自分が関心のあるテーマであること。	267	55.6
3	好きな有名人が来る、イベントが楽しそうなど、参加意欲が湧く内容であること。	66	13.8
4	自分の意見を大切に扱ってもらえること。	67	14.0
5	一部の慣れた参加者の独壇場にならず、誰でも意見を出しやすい環境であること。	131	27.3
6	報酬、景品が支給されること。	55	11.5
7	参加案内などの情報を入手しやすくなること。	138	28.8
8	参加案内などの内容が見やすく、分かりやすいものであること。	100	20.8
9	1人だと参加しにくいので、仲間と一緒に参加できること。	35	7.3
10	家族や職場など周囲の理解を得られること。	34	7.1
11	その他	4	0.8
12	条件にかかわらず参加したくない	54	11.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。  
 一般市民が参加できる状況にない  
 市政に意見を出したら、その意見が取り上げられない場合の理由や代案を伝えてほしいこと。参加したり意見を出したとしても、その後の経緯を知る手立てが曖昧だと意欲が無くなります。  
 マンションに居住する札幌市役所職員が、積極的に参加すること

Q32. あなたは、市政への参加方法として、どのような方法に関心がありますか。当てはまるものを3つまで選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	訪問、電話、メール、手紙などでの意見表明・提言	147	30.6
2	パブリックコメントでの意見提出	62	12.9
3	フォーラム・シンポジウム	62	12.9
4	ワークショップ	64	13.3
5	意見交換会（市民と市、あるいは市民同士の意見交換）	76	15.8
6	審議会などの公募委員	20	4.2
7	モニター	228	47.5
8	アンケート	288	60.0
9	その他	2	0.4
10	どれにも関心がない	62	12.9
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」記載なし

Q33. あなたは、どのような市政のテーマに関心がありますか。当てはまるものをすべて選んでください。（いくつでも）

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	防災・防犯関係	216	45.0
2	予算など財政関係	114	23.8
3	国際交流関係	62	12.9
4	都市計画・建設・交通関係	141	29.4
5	市民活動・地域振興関係	109	22.7
6	文化・芸術・スポーツ関係	154	32.1
7	健康・医療・福祉関係	217	45.2
8	環境・衛生関係	114	23.8
9	子育て・教育関係	139	29.0
10	経済・産業・観光関係	119	24.8
11	その他	1	0.2
12	どれにも関心がない	51	10.6
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」記載なし

## Q34. 性別

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	男性	240	50.0
2	女性	240	50.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

## Q35. 年代

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	39歳以下	120	25.0
2	40～49歳	120	25.0
3	50～59歳	120	25.0
4	60歳以上	120	25.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

## Q36. 居住形態

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	一戸建て	216	45.0
2	分譲マンション	124	25.8
3	賃貸マンション・アパート	133	27.7
4	その他	7	1.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

## Q37. 職業

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	会社員・公務員・団体職員	216	45.0
2	自営業	38	7.9
3	パート・アルバイト	85	17.7
4	専業主婦・主夫	95	19.8
5	学生	9	1.9
6	無職	34	7.1
7	その他	3	0.6
	不明	0	
	全体	480	100.0

## ■他自治体の市民参加条例等について

### ■市民参加条例を定めている自治体の「自治基本条例」における市民参加関連条文

- 厚木市自治基本条例（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 静岡市自治基本条例（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 熊本市自治基本条例（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### ■他自治体の市民参加条例

#### 【例1】

- 厚木市市民参加条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 厚木市市民参加条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

#### 【例2】

- 静岡市市民参画の推進に関する条例・・・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則・・・・・・・・ 16

#### 【例3】

- 京都市市民参加推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 京都市市民参加推進条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・ 24

#### 【例4】

- 熊本市市民参画と協働の推進条例・・・・・・・・・・・・・・ 26

#### 【例5】

(※「市民参加条例」→「自治基本条例」となった例)

- 千葉市市民自治によるまちづくり条例・・・・・・・・・・・・ 31
- 千葉市市民自治によるまちづくり条例施行規則・・・・・・・・ 37



## ■市民参加条例を定めている自治体の「自治基本条例」における市民参加関連条文

### ○厚木市自治基本条例（抜粋）

#### 第8章 参加及び協働の推進

（政策等に対する意見等）

第28条 市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

（条例等の制定等への市民参加）

第29条 市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、改定又は廃止
- (3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

（事業の実施に係る市民参加）

第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

（審議会等の運営）

第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

## ○静岡市自治基本条例（抜粋）

（市政への参画権）

第10条 市民は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、別に条例で定めるところにより、これらに参画する権利を有する。

2 市政に参画する市民は、総合的な視点に立って、発言し、行動しなければならない。

（市民と協働して行う市政運営）

第11条 市は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の参画を促進し、市民と協働して市政運営を行わなければならない。

（市民意見の聴取）

第21条 市の執行機関は、まちづくりに関する重要な政策又は施策の決定、市の条例、規則等の制定改廃及び計画の策定又は変更にあたっては、別に条例で定めるところにより、市民から意見を聴かなければならない。

（市民からの提案等）

第22条 市の執行機関は、まちづくりに関する市民からの提案、意見、要望等をその施策に反映させるよう努めなければならない。

## ○熊本市自治基本条例（抜粋）

（市民参画・協働のための仕組み）

第30条 市長等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画を拡充推進するための仕組みを整備します。

2 市長等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

3 市長等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。

4 市長等は、協働を拡充推進するための仕組みを整備します。

（参画と協働によるまちづくり条例）

第31条 参画と協働を拡充推進するための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。

## ■他自治体の市民参加条例

### 【例1】〇厚木市市民参加条例

#### (目的)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）の趣旨にのっとり、市民参加に関する基本的な事項を定め、及び市民参加できる仕組みを整備することにより、市民参加によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、厚木市病院事業の設置等に関する条例（平成14年厚木市条例第20号）第2条第3項に規定する病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(2) 市民参加 政策等の企画立案、実施、評価等の過程において市民が市政に関与することをいう。

(3) パブリックコメント手続 自治基本条例第29条第1項の市民意見等提出手続のことをいい、市民の意見等を聴取すべき事案（以下この条において「対象事案」という。）に市民の意見等を反映させるため、当該対象事案に係る必要な事項を公表して広く市民の意見等を募集し、当該意見等及び当該意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

(4) 意見交換会 対象事案の合意形成に資するため、当該対象事案について、必要な事項を市民に説明し、及び市民と意見交換を行う機会をいう。

(5) 市民会議 対象事案について様々な視点から検討するため、実施機関が設置し、市民の運営により当該対象事案について議論を行う機会をいう。

(6) ワークショップ 対象事案に係る多様な市民の提案を引き出すため、実施機関と市民とのグループ討議等の共同作業を行う機会をいう。

(7) 意向調査 対象事案について市民の意見等を把握するため、当該対象事案に係る調査項目を設定し、定めた期間内に市民に当該調査項目に対する回答を求めるものをいう。

#### (基本原則)

第3条 市民参加は、市民と実施機関が必要な情報を共有すること、市民が意見等を述べる機会が確保されること及び市民が述べた意見等に対する実施機関の考え方が明らかにされることを基本として行われるものとする。

#### (市民の責務)

第4条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市民参加するよう努めるとともに、市民参加の場においては市民相互の自由な発言を尊重するよう努めるものとする。

#### (実施機関の責務)

第5条 実施機関は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。

2 実施機関は、市民参加により提出された意見等を十分考慮し、当該意見等を政策等に反映させるよう努めるものとする。

3 市民の意見等を政策等に反映させることができない場合においては、実施機関は、その理由を公表するものとする。

(市民参加の手續)

第6条 実施機関は、自治基本条例第29条第1項各号に掲げる行為（以下「対象行為」という。）を行おうとするときは、市民参加の機会を設けなければならない。

2 市民参加の手法は、自治基本条例第31条第1項に規定する審議会等の開催及び第2条第3号から第7号までに規定する手續、機会等（以下これらを「参加手法」という。）を基本とする。

3 実施機関は、市民参加の手續（第1項に規定する市民参加の機会を設けることをいう。以下同じ。）の実施に当たっては、パブリックコメント手續を実施しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、パブリックコメント手續に代えて他の参加手法により市民参加の手續を実施することができる。この場合において、実施機関は、その理由を公表しなければならない。

5 実施機関は、パブリックコメント手續の実施のほか、実施機関が選択する他の参加手法により市民参加の手續を実施しなければならない。ただし、行政手續法（平成5年法律第88号）第2条第8号の審査基準を定める場合その他実施機関がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 前項ただし書の場合において、実施機関は、その理由を公表しなければならない。

7 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手續を実施しないことができる。

(1) 軽微なもの

(2) 緊急性のあるもの

(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの

(4) 前3号に規定するもののほか、事務又は事業の性質上、市民参加の手續を実施する必要のないもの

8 前項各号に該当することにより市民参加の手續を実施しない場合においては、実施機関は、その理由を公表しなければならない。

(実施、評価等における市民参加)

第7条 実施機関は、政策等の実施、評価等についても、必要に応じ、市民参加の手續を実施するものとする。

(その他の市民参加の手法)

第8条 実施機関は、この条例に定める参加手法のほか、市民の意見等を政策等に反映させることに関し、効果的と認められる市民参加の手法がある場合は、当該手法により、対象行為について市民参加の手續を実施することができる。

(審議会等の運営)

第9条 審議会等の運営は、自治基本条例第31条の規定によるほか、次項から第4項までに定めるところによる。

2 実施機関は、審議会等の委員の公募に当たっては、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 選考の基準及び方法

(2) その他必要な事項

- 3 実施機関は、審議会等を開催したときは、会議録を作成し、その概要を公表しなければならない。
- 4 実施機関は、審議会等から会議の結果等の報告を受けたときは、当該報告の概要その他必要な事項を公表しなければならない。

(パブリックコメント手続の実施)

第 10 条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象行為の案及び当該案に関する資料
- (2) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) その他必要な事項

2 実施機関は、パブリックコメント手続において、意見等の提出があったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象行為の案の概要
- (2) 提出された意見等の概要
- (3) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (4) 対象行為の案を修正した場合は、その内容
- (5) その他必要な事項

3 意見等の提出期間は、第 1 項の規定による公表の日から 30 日以上とする。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、30 日を下回る意見等の提出期間を定めることができる。この場合においては、第 1 項に規定する公表の際、その理由を明らかにしなければならない。

(再度のパブリックコメント手続の実施)

第 11 条 実施機関は、パブリックコメント手続により提出された意見等に基づき修正された対象行為の案が、前条第 1 項の規定により公表した対象行為の案と異なるものとなったときは、再度パブリックコメント手続を実施することができる。

(意見交換会の開催)

第 12 条 実施機関は、意見交換会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見交換会の名称及び議題
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) その他必要な事項

2 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

3 実施機関は、意見交換会で出された意見等の概要及び当該意見等に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

(市民会議の設置)

第 13 条 実施機関は、市民会議を設置しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 市民会議の名称及び検討事項
- (2) 公募の方法

(3) その他必要な事項

2 市民会議は、これを公開する。

3 実施機関は、市民会議を開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

4 実施機関は、市民会議から検討事項に係る報告があったときは、当該報告の概要及び当該報告に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

(ワークショップの開催)

第 14 条 実施機関は、ワークショップを開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) ワークショップの名称及び議題

(2) 公募の方法

(3) その他必要な事項

2 実施機関は、ワークショップを開催するに当たっては、共同作業を通じて多様な提案を引き出すとともに、当該提案が実現可能なものとなるよう助言するものとする。

3 実施機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

4 実施機関は、ワークショップにおいて実現可能な提案がなされたときは、当該提案の概要及び当該提案に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

(意向調査の実施)

第 15 条 実施機関は、意向調査を実施しようとするときは、その目的を明らかにするとともに、回答に必要な情報を提供しなければならない。

2 実施機関は、意向調査の実施後、その結果を公表しなければならない。

(市民参加の手の続の実施予定及び実施状況の公表)

第 16 条 実施機関は、毎年度、その年度における市民参加の手の続の実施予定及び前年度における市民参加の手の続の実施状況を公表しなければならない。

(市民参加の点検及び評価)

第 17 条 実施機関は、この条例の適切な運用を図り、市民参加によるまちづくりを推進するため、市民参加の手の続の実施状況について、点検及び評価を実施し、その結果を公表しなければならない。

2 前項に規定する点検及び評価は、自治基本条例第 38 条第 1 項に規定する厚木市自治基本条例推進委員会が行うものとする。

(自治基本条例に規定するその他の参加の推進)

第 18 条 実施機関は、自治基本条例第 30 条に規定する説明会を実施する場合は、その実施の詳細について必要な事項を公表するものとする。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

## ○厚木市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市市民参加条例（平成24年厚木市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市民参加の手續の実施)

第2条 条例第6条第5項本文の規定による実施機関が選択する他の参加手法による市民参加の手續は、次に定める手續の数により実施するものとする。

(1) 厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）第29条第1項第1号に該当するもののうち、条例の制定、改正又は廃止 2以上の参加手法による実施

(2) 自治基本条例第29条第1項第2号に該当するもの

ア 市の基本構想及びこれを具体化するための基本計画その他市の基本的な事項に係る計画の策定、改定又は廃止 2以上の参加手法による実施

イ 広く市民の公用又は公共の用に供する施設の設置に係る計画その他の重要な計画の策定、改定又は廃止 1以上の参加手法による実施

(3) 自治基本条例第29条第1項第3号に該当するもの 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入、変更若しくは廃止又は金銭の徴収に係る方針の策定その他の重要な政策等の策定 1以上の参加手法による実施

2 条例第6条第5項ただし書に規定する実施機関がその必要がないと認めるときは、条例の制定、改正又は廃止を除く自治基本条例第29条第1項第1号に該当する対象行為において、パブリックコメント手續を実施したときとする。

(審議会等の委員の公募等)

第3条 市長は、条例第9条第2項に規定する審議会等の委員の公募に当たっては、審議会等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として委員の総数の5分の1以上を公募により選出するよう努めるものとする。

(1) 法令により委員の資格が限られているもの

(2) 委員に対して特に専門的な識見が要求されるもの

(3) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うもの

(4) その他公募による委員の選任が適当でないと市長が認めるもの

2 条例第9条第2項第1号に規定する選考の基準及び方法は、次のとおりとする。

(1) 公募による委員の資格は、次のとおりとすること。

ア 公募を実施する審議会等の委員の任期の初日において、本市における他の審議会等の委員でない者

イ 原則として18歳以上の市民

ウ 本市の職員及び議員でない者

(2) 公募の委員の選考は、次のいずれかの方法により行うこと。

ア 小論文等による選考

イ 面接による選考

ウ 書類選考

3 条例第9条第2項第2号に規定する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の名称及び所掌事務
- (2) 募集する委員の数及び任期
- (3) 応募資格及び応募方法
- (4) 会議開催の予定時期及び予定回数
- (5) 報酬等の有無
- (6) その他市長が必要と認める事項

4 委員を公募する期間は、原則として30日以上とする。

5 市長は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 委員を募集した期間
- (3) 委員の選考方法
- (4) 応募者及び選任した委員の数及び選任理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

(パブリックコメント手続)

第4条 条例第10条及び第11条に規定するパブリックコメント手続による意見等の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) パブリックコメント手続を実施する所管課が指定する場所への書面の持参
- (5) その他市長が必要と認める方法

2 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとする者は、住所、氏名その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。この場合において、意見を提出しようとする者が明らかにする必要がある事項については、意見等の募集の際に明示するものとする。

(意見交換会)

第5条 条例第12条第1項に規定する公表は、原則として当該意見交換会の開催日の2週間前までに行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見交換会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

(市民会議)

第6条 市長は、条例第13条第1項の規定に基づき市民会議を設置したときは、当該市民会議に対し、検討事項に関する市の基本的な考え方その他必要な事項及び当該検討事項に関する資料を提示するものとする。



2 市長は、検討事項に関する知識又は経験を有する者その他必要と認める者を市民会議に出席させること等当該市民会議の運営について必要な支援をするものとする。

3 条例第 13 条第 3 項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 市民会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

(ワークショップ)

第 7 条 条例第 14 条第 2 項に定めるもののほか、市長は、ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びに会議を進行する者の選任等を適切に行い、参加者の誰もが自由に意見を述べ、又は議論することができる環境を確保するよう努めるものとする。

2 条例第 14 条第 3 項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) ワークショップの名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

(意向調査の公表事項)

第 8 条 条例第 15 条第 2 項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 意向調査の名称
- (2) 意向調査の目的、方法及び対象
- (3) 意向調査の実施時期
- (4) 回答率及び集計結果
- (5) その他市長が必要と認める事項

(市民参加の手の続の実施予定及び実施状況の公表)

第 9 条 条例第 16 条の規定による市民参加の手の続の実施予定の公表は、次に掲げる事項を公表して行うものとする。

- (1) 対象行為
- (2) 市民参加の手の続の手法
- (3) 市民参加の手の続の実施期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 16 条の規定による市民参加の手の続の実施状況の公表は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公表して行うものとする。

- (1) 市民参加の手の続への参加者数等
- (2) 条例第 6 条第 7 項に規定する理由

(公表の方法)

第 10 条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 次に掲げる場所での閲覧又は配布

ア 市民参加の手続を実施する所管課の窓口

イ 市政情報コーナー

ウ 厚木市地区市民センター

エ 厚木市役所連絡所

オ 厚木市立中央図書館

(2) 市の広報紙への掲載

(3) インターネットを利用したの閲覧

(4) その他市長が適当と認める方法

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 【例2】〇静岡市市民参画の推進に関する条例

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）の目的及び理念に基づき、市民が市政に参画するための基本的な事項を定めることにより市民参画を推進し、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(2) まちづくり 心豊かに、かつ、快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。

(3) 市民参画 市政に関する施策（以下「施策」という。）に市民の意見等を反映するため、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が主体的に様々な形でかかわることをいう。

(4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

#### (市民参画の基本理念)

第3条 市民参画は、市民がその豊かな社会経験、知識及び創造的な活動を通じて、市政に参画し、市民と市が協働して、自立した地域社会の実現を目指すことを基本理念として行われるものとする。

#### (市民参画の基本原則)

第4条 市民参画は、すべての市民にその機会を保障することにより、行われるべきものとする。

2 市民参画は、市民と市が情報を共有して行われるべきものとする。

3 市民参画は、市民と市がそれぞれのもつ特性を生かし、市民と市が対等の立場でお互いの役割を理解しながら行われるべきものとする。

4 市民参画は、その継続的な発展のために、創意工夫をもって行われるべきものとする。

5 市民参画は、市民と市又は市民同士の対話を通じた相互の連携及び協力により築かれた良好な信頼関係を基本として行われるべきものとする。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりの主体として、市政に対する関心を持ち、積極的に市民参画をするよう努めなければならない。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、総合的な視点に立って市民参画をしなければならない。

3 市民は、市民活動に関する理解を深め、市民参画を通じて、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むよう努めなければならない。

### (市の責務)

第6条 市は、市政運営に当たっては、市民参画の推進を図る視点に立ち、これを行わなければならない。

2 市は、市民に対し市政に関する情報を積極的かつ分かりやすい形で提供しなければならない。

3 市は、市政について、市民に対し適切かつ誠実に説明責任を果たさなければならない。

4 市は、市民に対し市民参画の機会を積極的に提供するよう努めなければならない。

5 市は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

6 市は、市民参画に対する市民意識を醸成し、及び市民活動の促進に努めなければならない。

## 第2章 市民参画手続の実施等

### 第1節 市民参画手続の内容

#### (市民参画手続)

第7条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民と協働して市政運営を行うことを目的として、市民参画の推進を図る視点に立ち、施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合には、次項、次条及び第9条の規定により市民の意見等を施策へ反映するための一連の手続（以下「市民参画手続」という。）を実施するものとする。

2 市民参画手続は、原則として、次に掲げる目的による手続の区分に応じ、規則で定める方法により行うものとする。

(1) 広く意見等を募集するための手続

(2) 集会の形態をとり、市民と実施機関の対話を通じて意見交換等を行うための手続

(3) 会議の形態をとり、市民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続

#### (市民参画手続の実施原則)

第8条 実施機関は、市民参画手続を実施しようとするときは、原則として、前条第2項第1号の区分に該当する市民参画手続の方法により実施するものとする。ただし、施策の内容に応じ、他の市民参画手続の方法により実施することが適当であると認める場合にあっては、これに代えて他の方法により市民参画手続を実施することができる。

2 実施機関は、市民が広く市政に参画できるよう、施策の内容に応じ、効果的に市民の意見等が施策に反映できる市民参画手続を複数の方法により実施するよう努めるものとする。

3 実施機関は、市民参画手続の結果を最も効果的に施策に反映できると認める適切な時期に市民参画手続を実施するものとする。

#### (提出された意見等の取扱い)

第9条 実施機関は、提出された市民の意見等を十分に検討し、施策に反映できるものについては、積極的に反映させるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の規定による市民の意見等の検討を行ったときは、市民の意見等の概要及びそれに対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、これらの内容に静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第7条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）を含む場合は、この限りでない。

(自治基本条例第 21 条の規定に基づく市民意見の聴取)

第 10 条 自治基本条例第 21 条に規定する市民意見の聴取（以下「市民意見聴取」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときに、市民参画手続により行わなければならない。

- (1) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。
- (2) 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。
- (3) 大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、市民意見聴取を実施しないことができる。

- (1) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 3 項又は第 7 項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要があると認める事項を除く。）
- (2) 法令等に基づく事項で、市の裁量の余地がないもの
- (3) 実施機関の内部の事務処理に関する事項
- (4) 市民の意見聴取手続が法令又は他の条例により定められている事項
- (5) 軽易な事項
- (6) 緊急を要する事項

(実施計画の策定及び公表)

第 11 条 実施機関は、市民参画手続を実施する場合には、あらかじめその年度における市民参画手続の実施計画を策定しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定により各実施機関が策定する実施計画を取りまとめ、公表しなければならない。

(実施状況の公表等)

第 12 条 実施機関は、市民参画手続を実施した場合には、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項に規定する報告に基づく各実施機関の実施状況を取りまとめ、自治基本条例第 27 条第 1 項の規定に基づき設置する静岡市市民自治推進審議会（以下「市民自治推進審議会」という。）に報告をするとともに、これを公表しなければならない。

第 2 節 市民が自発的に提出した意見等の取扱い

(市民が自発的に提出した意見等の取扱い)

第 13 条 実施機関は、市民参画手続によるもののほか、市民の誰もが自発的かつ率直にまちづくりに関する意見等を実施機関に対して伝えることができ、かつ、当該意見等が実施機関に伝えられた場合には、その内容に関する検討を速やかに行い、必要な内容についての確に市政に反映できる体制を確保しなければならない。

### 第3節 市民参画手続等の前提としての実施機関等の役割

(市民意向の把握)

第14条 実施機関は、市民参画手続及び前条の規定による市民からの意見等の把握によるもののほか、市政に関する市民の意識調査、市民との対話による意見交換等の機会の確保等の効果的かつ適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握し、これを市政に反映するよう努めるものとする。

(行政需要への適切な対応)

第15条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、行政評価の公表を行うこと等により、当該施策に関する情報を十分に分かりやすく市民に提供しなければならない。

2 実施機関の職員は、市政を効果的かつ適切に運営するため、専門的な知識を活用し、この章の規定により得られた情報を総合的かつ継続的に検討し、及び分析し、施策に効果的に反映するよう努めるものとする。

### 第3章 住民投票手続

(住民投票の実施請求権を有する者等)

第16条 自治基本条例第26条第1項に規定する住民投票（以下「住民投票」という。）の実施を請求することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者として、規則で定めるところにより住民投票実施請求資格者名簿（住民投票の実施を請求することができる者の氏名、住所、性別及び生年月日等が記載された名簿をいう。以下同じ。）に登録されたものとする。

(1) 年齢20歳以上の日本国籍を有する者で、その者に係る静岡市の住民票が作成された日（他の市町村から静岡市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものは、当該届出をした日）から引き続き3月以上静岡市の住民基本台帳に登録されているもの（永住外国人が日本国籍を有する者となったときは、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票（次号において「外国人登録原票」という。）に居住地を静岡市として登録され、又は同法第8条第1項の規定により居住地を静岡市として変更の登録を申請した日からその者が日本国籍を有する日の前日までの期間とそれに引き続き静岡市の住民基本台帳に登録される期間を通算した場合に3月以上の期間となるもの）

(2) 年齢20歳以上の永住外国人で、外国人登録原票に登録されている居住地が静岡市にあり、かつ、当該登録の日（外国人登録法第8条第1項の規定による申請に基づく同法第6項の居住地変更の登録を受けた場合は、当該申請の日）から3月を経過したもの

2 前項の永住外国人とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

3 自治基本条例第26条第1項に規定するその総数の50分の1の数は、規則で定めるところにより住民投票実施請求資格者名簿の登録が行われた日以後直ちに告示しなければならない。

(住民投票の請求に関する処置等)

第 17 条 市長は、自治基本条例第 26 条第 2 項の規定に基づき、住民投票の実施の請求について市議会に付議しようとするときは、同条第 1 項の規定による請求を受理した日から 20 日以内に市議会を招集するものとする。

2 市長は、自治基本条例第 26 条第 2 項の規定による付議の結果を同条第 1 項の代表者に通知するとともに、これを公表するものとする。

3 前条及び前 2 項に掲げるもののほか、住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで並びに第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例による。

#### 第 4 章 市民自治推進審議会の役割

(市民自治推進審議会の役割)

第 18 条 市民自治推進審議会は、自治基本条例第 27 条第 2 項に規定する所掌事項のほか、第 12 条第 2 項の報告があった場合その他市民参画の推進に関する事項について必要があると認める場合には、市長に意見を述べることができる。

#### 第 5 章 雑則

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## ○静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、静岡市市民参画の推進に関する条例（平成19年静岡市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民意見提出手続 実施機関が、施策の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民の意見等を求める方法をいう。

(2) 意見交換会 実施機関が、施策の趣旨、内容その他必要な事項を説明し、それに対する市民と市の意見交換を通じて、市民の意見等を聴取するための集会をいう。

(3) ファシリテータ 中立的な立場から参加者の発言を促進し、より多くの参加者が議論に参加できるよう、会議の進行をする者をいう。

(4) 市民ワークショップ 実施機関が、施策について、ファシリテータの進行のもとに、市民と市及び市民相互の多様な共同作業を通じて、多様な市民の意見等を引き出すとともに、その意見等について一定の方向性を見いだすための会議をいう。

(5) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類する合議制の組織をいう。

### 第2章 市民参画手続等

#### 第1節 通則

##### (公表の方法)

第3条 条例第9条第2項、条例第11条第2項及び条例第12条第2項並びに第5条第1項並びに第6条第4項及び第5項（第7条第3項の規定において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 公表に係る施策を所管する実施機関の事務室における閲覧又は配布

(3) 各区役所において市長が指定する場所における閲覧又は配布

2 実施機関は、第5条第1項及び第6条第4項の規定による公表を行おうとするときは、その旨を公告するものとする。

3 実施機関は、必要に応じ、第1項各号に定めるもののほか、市の施設における閲覧その他の効果的な方法により公表を行うよう努めなければならない。

4 実施機関は、広報紙への掲載、報道機関への情報提供等により、第1項に規定する公表が行われたことを市民に周知するよう努めなければならない。

##### (市民参画手続の方法)

第4条 条例第7条第2項各号に該当する市民参画手続の方法は、次に掲げる同項各号の手続の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。



- (1) 条例第7条第2項第1号の手続 市民意見提出手続の実施
- (2) 条例第7条第2項第2号の手続 意見交換会の開催
- (3) 条例第7条第2項第3号の手続 市民ワークショップの開催又は審議会等への付議

## 第2節 市民意見提出手続

(市民意見提出手続の実施)

第5条 実施機関は、市民意見提出手続を実施するときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 施策の案
- (2) 施策の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 意見の提出方法、提出期間及び提出先
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民が施策の案を理解するために必要な情報として、実施機関が必要があると認めるもの

2 実施機関は、市民が意見を提出するために必要な期間として、30日以上の提出期間を確保するものとする。ただし、緊急その他のやむを得ない理由により当該期間を確保できない場合は、この限りでない。

3 意見の提出方法は、実施機関が指定する場所への文書の提出その他の実施機関が定める方法によるものとする。

4 意見を提出する市民は、個人の場合にあつては住所及び氏名、法人その他の団体の場合にあつては名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにしなければならない。

## 第3節 意見交換会

(意見交換会の開催)

第6条 実施機関は、意見交換会を開催する場合には、幅広い市民の参加が得られるよう、開催日時、開催場所等を選定するものとする。

2 実施機関は、意見交換会を開催する場合には、参加者の施策の案についての理解が深まるよう、資料の充実等に努めなければならない。

3 実施機関は、意見交換会を開催する場合には、市民と市の対話により施策の案についての議論が深まるよう適切な運営に努めなければならない。

4 実施機関は、意見交換会の開催に当たっては、原則として当該意見交換会の開催日の前日から起算して14日前までに、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。

5 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、これを公表しなければならない。ただし、開催記録に非公開情報を含む場合は、この限りでない。

6 前項の開催記録には、次に掲げる事項を記載するとともに、市民に配布した資料等があるときは、これを添付するものとする。

- (1) 意見交換会の対象とする施策の内容
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 議題
- (4) 意見交換の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認める事項

#### 第4節 市民ワークショップ

(市民ワークショップの開催)

第7条 実施機関は、市民ワークショップを開催する場合には、幅広い市民の参加が得られるよう、開催日時、開催場所等を選定するものとする。

2 実施機関は、市民ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びにファシリテータの選任等を適切に行うことで、参加者の誰もが自由に意見等を述べ、又は議論をすることができる環境を確保し、参加者の意見等の方向性を適切に見いだすよう努めなければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、市民ワークショップの開催に当たっての公表並びに開催記録の作成及び公表について準用する。

#### 第5節 審議会等

(審議会等の設置等)

第8条 審議会等の設置及び運営については、別に定めるところによる。

#### 第6節 市民参画の推進体制

(市民参画の推進体制の整備)

第9条 実施機関は、条例の適切な運用により、市民参画を推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

### 第3章 住民投票手続

(請求資格者名簿の登録等)

第10条 市長は、第13条第1項の規定による住民投票実施請求代表者証明書の交付申請があったときは、当該申請のあった日現在において条例第16条第1項各号のいずれかに該当する者を住民投票実施請求資格者名簿(様式第1号)に登録するものとする。

2 住民投票実施請求資格者名簿は、当該住民投票の実施の請求についてのみ効力を有する。ただし、当該住民投票の実施の請求を受けた日において、当該住民投票の実施の請求以外の住民投票の実施の請求があったときは、各住民投票の実施の請求を通じて一の住民投票実施請求資格者名簿とする。

(請求に必要な署名数の告示等)

第11条 条例第16条第3項に規定するその総数の50分の1の数は、前条第1項の規定により住民投票実施請求資格者名簿に登録した者の総数の50分の1の数(その数に1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。以下同じ。)とする。

2 市長は、毎年9月1日現在で、条例第16条第1項各号のいずれかに該当する者の総数の50分の1の数を、当該月の10日までに告示しなければならない。

(補正登録等)

第12条 市長は、第10条第1項の規定により住民投票実施請求資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に住民投票実施請求資格者名簿に登録される資格を有する者が住民投票実施請求資格者名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を直ちに住民投票実施請求資格者名簿に登録しなければならない。

2 市長は、住民投票実施請求資格者名簿に登録された者の記載内容に変更があったこと、又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

3 市長は、住民投票実施請求資格者名簿に登録された者について、登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったときは、その者を直ちに住民投票実施請求資格者名簿から抹消しなければならない。

#### (請求の手続)

第 13 条 自治基本条例第 26 条第 1 項の規定により、住民投票の実施の請求をしようとする代表者（以下「住民投票実施請求代表者」という。）は、その請求の要旨その他必要な事項を記載した住民投票実施請求書（様式第 2 号）及び条例案を添え、市長に対し、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第 3 号）により住民投票実施請求代表者証明書（様式第 4 号）の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請があったときは、市長は、第 10 条第 1 項の規定による請求資格者名簿の登録を行った日後、直ちに当該申請をした住民投票実施請求代表者が当該請求資格者名簿に登録された者であるかどうかを確認し、登録された者であるときは、当該住民投票実施請求代表者に前項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

3 住民投票実施請求代表者は、住民投票実施請求者署名簿（様式第 5 号）に住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案を付して、自治基本条例第 26 条に規定する住民投票の実施を請求することができる者（以下「請求資格者」という。）に対し、署名（視覚障害者が公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）別表第 1 に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）をし、印を押すことを求めなければならない。

4 住民投票実施請求代表者は、請求資格者に委任し、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合において、委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案並びに第 6 項に規定する住民投票実施請求署名収集委任状（様式第 6 号）を付した住民投票実施請求者署名簿を用いなければならない。

5 住民投票実施請求者署名簿は、区ごとにこれを作製しなければならない。

6 住民投票実施請求代表者は、第 4 項の規定により署名をし、印を押すことを求めるための委任をしたときは、受任者に対し、住民投票実施請求署名収集委任状を交付するとともに、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を署名収集委任届出書（様式第 7 号）により市長に届け出なければならない。

7 第 3 項及び第 4 項に規定する署名及び印は、第 2 項の規定による告示があった日から 1 箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、条例第 17 条第 3 項の規定によりその例によることとされた法第 74 条第 6 項の規定により署名を求めることができないこととなったときは、その期間は、その公示又は告示の日から選挙の期日までの期間を除き、第 2 項の規定による告示があった日から 31 日以内とする。

8 住民投票実施請求者署名簿に署名をし、印を押した者の数が、第 11 条第 1 項の規定により告示された住民投票実施請求資格者名簿に登録した者の総数の 50 分の 1 以上の数となったときは、住民投票実施請求代表者は、前項の規定による期間満了の日の翌日から 5 日以内に住民投票実施請求者署名簿（署名簿が 2 冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出しなければならない。

9 住民投票実施請求代表者は、条例第 17 条第 3 項の規定によりその例によることとされた法第 74 条の 2 第 6 項の規定により住民投票実施請求者署名簿の返付を受けた日から 5 日以内に、市長に対し、住民投票実施請求書に住民投票実施請求者署名簿、住民投票実施請求署名収集証明書（様式第 8 号）及び条例案を添えて住民投票の実施の請求を行わなければならない。

(選挙管理委員会への事務の委任)

第14条 住民投票に関する事務は、法第180条の2の規定に基づき、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める機関に委任する。

(1) 住民投票実施請求者署名簿に署名及び押印をした者の総数及び有効署名の総数の告示に関する事務 静岡市選挙管理委員会

(2) 住民投票実施請求者署名簿の署名の証明及び住民投票実施請求者署名簿の縦覧に関する事務 静岡市の区選挙管理委員会

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、住民投票の請求の処置等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 第4章 委任

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

### 【例3】〇京都市市民参加推進条例

1200年を超える歴史の中で、京都は、世界に誇るべき「都市の自治」をはぐくみ、自治の伝統に培われた市民の多様な活動及び市政への参加により、自立性の高い活力あふれるまちとして発展してきた。

21世紀においても、京都が有する多様かつ豊かな蓄積を輝きに変え、個性豊かな魅力あふれるまちとして、京都が発展し続けるためには、事業者、市民活動団体等を含むすべての市民が、その持てる力を存分に発揮し、地域社会の一員として、自覚と責任を持って、まちづくりを進めるとともに、市政に積極的に参加し、協働の成果を挙げることが必要である。

本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民の市政への参加と市民による自主的なまちづくりについて、これらを市政運営の基本原則とし、基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、多様な参加の機会を確保することにより、本市と市民とのパートナーシップに基づく市政の推進を図り、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、本市及び市民が共に市民参加(市民が市政に参加し、及びまちづくりの活動を行うことをいう。以下同じ。)を推進するための基本的事項を定めることにより、市民の知恵と力を生かした市政及び個性豊かなまちづくりの推進に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 市民参加は、本市と市民との協働(自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。以下同じ。)の精神に基づき、市民による市政への参加とまちづくりの活動とが相まって、推進されなければならない。

2 市民参加は、市民の豊かな社会経験及び創造的な活動が尊重されるとともに、市民の福祉の増進及び市政運営の効率性が確保されることを基本として推進されなければならない。

3 市長その他の本市の行政機関は、市民参加の推進に当たっては、市会の権限及び役割を尊重しなければならない。

#### (本市等の責務)

第3条 本市は、京都市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の提供及び公開を推進することにより、政策の形成、実施及び評価の一連の過程における透明性を向上させるとともに、政策の目的、内容、効果等を市民に分かりやすく説明する責務を果たし、もって市民がこれら一連の過程において市政に参加することができるよう、その機会の確保に努めなければならない。

2 本市は、市政に関する市民の意見、提案等を総合的に検討し、これらに誠実に応答するとともに、それらの内容を市政に適切に反映させるよう努めなければならない。

3 本市は、市民による自主的なまちづくりの活動について、これを尊重しつつ、必要な支援を行うとともに、市民との協働に努めなければならない。

4 本市の職員は、基本理念にのっとり、あらゆる職務について、市民参加の推進を図る視点に立ち、公正かつ誠実にこれを遂行しなければならない。

#### (市民の責務)

第4条 市民は、市政に関する情報並びに政策の形成、実施及び評価の一連の過程における参加の機会を活用することにより、積極的に市政に参加するよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むことを通じて、まちづくりの活動を推進するよう努めるものとする。

3 市民は、市民参加の推進に当たっては、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、本市との協働及び市民相互の協働に努めるものとする。

#### (市民活動団体の責務)

第5条 市民活動団体(ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。以下同じ。)は、その活動を通じて、本市及び市民との協働を図り、市民参加の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、その社会的な役割の重要性にかんがみ、積極的に事業運営の状況等について市民に説明する等組織及び活動の透明性の向上に努めるものとする。

#### (市民参加推進計画)

第6条 市長は、市民参加を総合的に推進するための計画(以下「市民参加推進計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、市民参加推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 市長は、毎年度、市民参加推進計画に基づき講じる施策の実施計画及びその実施状況を市会に報告しなければならない。

4 市長は、市民参加の推進状況等を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、市民参加推進計画を見直さなければならない。

#### (附属機関等の会議の公開)

第7条 附属機関の会議及び市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報(京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

2 前項の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

3 第1項本文の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

#### (委員の選任)

第8条 市長その他の執行機関、公営企業管理者及び消防長(以下「市長等」という。)は、附属機関の委員の委嘱等に当たっては、民意を適切に反映させるため、多様な人材を登用しなければならない。

2 市長等は、附属機関の委員の委嘱等に当たっては、市民の市政への参加意欲を高めるとともに、前条第1項の会議において広く市民の意見が反映されるよう、委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

(市政への参加の手續)

第9条 市長等は、政策の形成、実施及び評価の一連の過程において、公聴会、ワークショップ(本市及び市民による自由な議論により、政策、施策又は事業(以下「政策等」という。))の方針、内容等に関する意見を集約するための会合をいう。)その他の市政への参加の手續のうち、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 市長等は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリック・コメント手續(政策等について、その目的、内容その他の事項を公表し、広く市民の意見を募集し、当該意見に対する本市の見解を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行う手續をいう。以下同じ。)を行わなければならない。

3 パブリック・コメント手續の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(まちづくりの活動の支援)

第10条 市長は、情報の提供、相談、専門家の派遣、活動拠点の確保等市民による自主的なまちづくりの活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。

(フォーラム)

第11条 市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市市民参加推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)を置く。

(フォーラムの組織)

第12条 フォーラムは、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、公募により選任された者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。

2 公募により選任された者を除き、委員は、再任されることができる。

(委任)

第14条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## ○京都市市民参加推進条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市市民参加推進条例(以下「市民参加推進条例」という。)において使用する用語の例による。

(市民参加推進計画)

第2条 市民参加推進計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市民参加の推進に関する長期的な目標
- (2) 市民参加の推進のための取組
- (3) その他市民参加の推進に関する重要な事項

(附属機関等の会議を非公開とする場合)

第3条 市民参加推進条例第7条第1項ただし書に規定する別に定める場合は、条例の規定により附属機関等の会議(同項本文に規定する会議をいう。以下同じ。)が非公開とされている場合とする。

2 市長等は、市民参加推進条例第7条第1項ただし書の規定により附属機関等の会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(パブリック・コメント手続の対象)

第4条 市民参加推進条例第9条第2項に規定する別に定めるものは、次の各号に掲げる政策等とする。

- (1) 地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想その他の市政に関する基本的な計画の策定又は改廃
- (2) 条例の制定又は改廃に係る案の策定(次に掲げる事項を決定し、又は変更するものに限る。)

ア 本市の基本的な制度

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事項

ウ 義務を課し、又は権利を制限する事項

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が、市民生活又は事業活動への影響を勘案してパブリック・コメント手続を実施することが適当であると認める制度の創設若しくは計画の策定又はこれらの改廃

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加推進条例第9条第2項に規定する別に定めるものとしなす。

- (1) 市税、使用料、手数料その他の徴収金の額及び徴収方法の決定又は変更を行うもの
- (2) 法令又は条例の規定により、政策等に係る意思決定前に、公聴会の開催その他の市民の意見を反映させるために必要な手続を経るもの
- (3) 附属機関が次条から第7条までの規定による手続に相当する手続を経て策定した答申に基づき行うもの
- (4) 法令の改正その他の事由により迅速に行わなければならないもの

(政策等の目的、内容等の公表)

第5条 政策等(前条第1項各号のいずれかに該当するもの(同条第2項各号のいずれかに該当するものを除く。))をいう。以下同じ。)の目的、内容その他の事項の公表は、インターネットの利用、本市の広報紙への掲載、市長等が指定する場所における閲覧、印刷物の配布その他の適当な方法によって行うものとする。



(意見の募集)

第6条 政策等に対する市民からの意見の募集は、前条の規定による公表の日から起算して30日間を標準として市長等が定める期間、行うものとする。

2 前項の意見は、次の各号に掲げる方法によって受け付けるものとする。

- (1) 市長等が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便又は信書便の利用
- (3) ファクシミリ装置の利用
- (4) 電子メールの利用
- (5) その他市長等が必要と認める方法

(本市の見解及び意思決定の内容の公表)

第7条 前条第1項の意見に対する本市の見解及び意思決定の内容の公表は、インターネットの利用その他の適当な方法によって行うものとする。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、パブリック・コメント手続の実施状況を取りまとめて、公表するものとする。

(フォーラムの座長及び副座長)

第9条 京都市市民参加推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により定め、副座長は委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、フォーラムを代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 座長及び副座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(フォーラムの招集及び議事)

第10条 フォーラムは、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないときのフォーラムは、市長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 フォーラムは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 フォーラムの議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 フォーラムは、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(フォーラムの庶務)

第11条 フォーラムの庶務は、総合企画局において行う。

(フォーラムに関する補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、フォーラムの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、市民参加推進条例の施行に関し必要な事項は、総合企画局長が定める。

## 【例4】〇熊本市市民参画と協働の推進条例

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、熊本市自治基本条例（平成21年条例第37号）第31条の規定に基づき、本市における情報共有を前提とした参画と協働を拡充推進するための基本的な事項を定め、もって住民自治の一層の推進を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいう。
- (2) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。
- (3) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 本市の区域内に住所を有する者
  - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
  - ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。
- (5) パブリックコメント 市の計画、条例、規則、制度等（以下「計画等」という。）の素案、選択肢、論点等（以下「素案等」という。）を施策の立案過程において広く公表し、市民が多様な意見、情報、専門的知識等（以下「意見等」という。）を提案し、又は提供する機会を設け、市民から提出された意見等を考慮して計画等の検討を行うとともに、検討結果についても広く公表する一連の手続をいう。
- (6) 審議会等 市政運営上一定の役割を担う組織化された機関であって次に掲げるものをいう。
  - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例の規定により設置された附属機関
  - イ 市政運営上の意見の聴取、交換、懇談等を行うため市長等が設置した懇談会等
- (7) ワークショップ 特定のテーマや課題に対応するため、具体的課題の抽出及び解決等について、集団による共同作業や話し合いを通じて意見等の集約を図る手法をいう。
- (8) コミュニティ活動 地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために行う活動をいう。
- (9) 地域コミュニティ活動 身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動をいう。
- (10) 市民公益活動 前号に規定する活動のほか、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動をいう。

#### (情報共有)

第3条 市民及び市長等は、市民の参画（以下「市民参画」という。）と協働を拡充推進するため、情報共有に努めるものとする。

2 市長等は、市政に関する正確でわかりやすい情報を迅速に提供し、これを市民が容易に得られるよう努めるものとする。

## 第2章 市民参画

### (市民参画の拡充推進)

第4条 市長等は、積極的に市民参画の機会を設け、市民の意見等を施策へ反映するよう努めるものとする。

2 市民及び市長等は、信頼関係の下自らの役割と責任を認識し、積極的に市民参画に取り組むよう努めるものとする。

### (市民参画の対象)

第5条 市長等は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参画の機会を設けなければならない。

- (1) 市の総合計画その他市の基本的な施策を定める方針又は計画の策定又は変更
- (2) 市民の権利義務、生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような条例、規則等又は行政指導指針等の制定又は改廃
- (3) 前2号に掲げるもののほか、一定の範囲で市民の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような施策に関する事項の策定又は変更

2 市長等は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民参画の機会を設けないことができる。

- (1) 軽易な変更等であるとき。
- (2) 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うとき。
- (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収等に関するとき。
- (4) 組織、人事その他市長等の内部の事務処理に関するとき。
- (5) 施設、設備等の設置及び管理運営に関する条例、規則等又は行政指導指針等の制定又は改廃を行うとき。
- (6) 緊急その他やむを得ない理由があるとき。

3 市長等は、前項第6号の規定により市民参画の機会を設けなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民に対し、これを説明しなければならない。

4 市長等は、予算に関する事項その他の第1項各号に該当しない事項においても、市民参画の機会を設けるよう努めるものとする。

### (市民参画のための手法)

第6条 市民参画のための手法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリックコメント
- (2) 審議会等
- (3) アンケート
- (4) 説明会
- (5) ワークショップ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める手法

2 市長等は、より効果的で新たな市民参画のための手法について必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

#### (市民参画の実施)

第7条 市長等は、前条第1項各号に掲げる市民参画のための手法のうちから、事案の内容等に応じ効果的なものを選定し、これを適切な時期に実施するものとする。

2 市長等は、市民参画を実施しようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市民の多様な意見等を求めるため、特に必要があると認められるときは、複数の手法を併用すること。
- (2) 特定の地域を対象とする施策については、対象となる地域に関わりのある市民が参画できるようにすること。

#### (公表)

第8条 市長等は、市民参画を実施するに当たっては、次の各号のいずれかに掲げる方法により、あらかじめその目的、実施時期その他必要と認める事項を公表し、実施後は、その結果について公表するものとする。

- (1) 市の窓口での閲覧
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 市の広報紙への掲載
- (4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (5) 前各号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法

#### (パブリックコメントの対象)

第9条 市長等は、第5条第1項各号に掲げる事項のうち広く市民から意見等を求める必要がある事項について市民参画を実施しようとするときは、パブリックコメントを含めて実施しなければならない。

#### (パブリックコメントの実施)

第10条 市長等は、パブリックコメントを実施しようとするときは、対象とする計画等の素案等を公表しなければならない。

2 市長等は、素案等を公表するときは、次に掲げる事項を記載した概要を付するよう努めなければならない。

- (1) 策定の趣旨、目的及び背景
- (2) 素案等の要点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民が素案等を理解するため市長等が必要と認める資料

3 市長等は、パブリックコメントの実施により提出された意見等を考慮して、対象となる計画等に関する決定を行うものとする。

4 市長等は、前項の決定を行ったときは、提出された意見等及びこれに対する市長等の考え方並びに修正した内容（素案等を修正した場合に限る。）を公表しなければならない。ただし、提出された意見等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 賛否の結論のみを示した意見
- (2) 対象とする計画等に合致しない意見等
- (3) パブリックコメントの実施の際に指定した手続を経ないで提出された意見等
- (4) 熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当する意見等

5 市長等は、パブリックコメントを実施したにもかかわらず意見等の提出がなかった場合は、その旨を公表しなければならない。

#### (審議会等)

第11条 市長等は、審議会等その他これに準ずるものの構成員については、審議会等その他これに準ずるものの設置目的を踏まえ、市民の幅広い層から必要な人材を選定するとともに、公募等により選定された者を積極的に加えるよう努めなければならない。ただし、法令の規定により構成員の構成が定められていることその他の事由がある場合は、この限りでない。

2 市長等は、審議会等その他これに準ずるものの会議（以下「会議」という。）を開催する場合は、開催日時、場所等を公表しなければならない。ただし、緊急に開催するときその他やむを得ない理由があるときは、公表しないことができる。

3 会議は、公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 不開示情報を含む事項について審議等を行うとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公にすることが適当でない認められる事項について審議等を行うとき。

4 市長等は、会議が開催されたときは、速やかに会議録を公表するものとする。ただし、前項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

### 第3章 協働

#### (協働の取組の拡充推進)

第12条 市民及び市長等は、それぞれの特性や立場を理解した上で、対等な立場で相互に補完し、協働の取組を拡充推進するよう努めるものとする。

2 協働の取組を行うに当たって、市民及び市長等は、事業ごとの目的及び目標を共有し、事業の協力や協定の締結等の多様な形態のうち、効果的なものにより行うものとする。

#### (協働における市民の役割)

第13条 協働の取組を行うに当たって、市民は、社会との調和に努め、活動の充実に取り組むとともに、必要に応じ市長等及び他の市民と連携し、協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自主性及び自立性をもって協働の取組を推進するとともに、その取組が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

#### (協働における市長等の役割)

第14条 市長等は、市民の自主性及び自立性を尊重しながら、必要に応じ協働が円滑に進むための環境づくりに努めるものとする。

#### (協働のための提案)

第15条 市長等は、市民及び市長等が協働の取組を相互に提案するために必要な制度を整備するよう努めるものとする。

## 第4章 コミュニティ活動

(自主自立のコミュニティ活動のための環境づくり)

第16条 市民及び市長等は、市民が地域コミュニティ活動及び市民公益活動（以下「地域コミュニティ活動等」という。）を継続して行うための環境づくりに努めなければならない。

(人材の育成支援)

第17条 市長等は、地域コミュニティ活動等に関して市民が広く学べる機会を設けることその他地域コミュニティ活動等を担う人材の育成に必要な環境づくりに努めるものとする。

(活動の場の整備等)

第18条 市長等は、地域コミュニティ活動等を支援するための拠点を整備するとともに、身近な公共施設等を活用し、地域コミュニティ活動等の場の提供に努めるものとする。

2 市長等は、地域コミュニティ活動等の場として民間の施設等を活用できるよう広報及び啓発に努めるものとする。

(活動資金等の支援)

第19条 市長等は、地域コミュニティ活動等の自立性を妨げない範囲内でその活動に要する資金の助成その他財政的支援に努めるものとする。

(施策の総合的な実施)

第20条 市長等は、地域コミュニティ活動等の推進に関する施策を総合的に実施するよう努めるものとする。

(合意形成)

第21条 市民及び市長等は、それぞれの区の区域及び小学校区等の身近な地域並びに環境保全、福祉の増進等の特定の分野における課題の解決に向けて円滑な合意の形成ができるよう取り組むものとする。

2 市は、それぞれの区の区域における課題の解決に向けた合意の形成ができるよう、必要に応じ、協議の場を設けるものとする。

3 前項に規定するもののほか、市長等は、第1項に規定する合意の形成の過程において必要な支援に努めるものとする。

## 第5章 市民参画と協働の検証

第22条 市長等は、市民参画と協働の取組に関し進行状況の管理を行うとともに、当該取組の結果を毎年度第8条の規定に準じて公表するものとする。

2 市長等は、市民参画と協働の取組を検証し、その結果を第8条の規定に準じて公表するものとする。

## 第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## (※「市民参加条例」→「自治基本条例」となった例)

### 【例5】○千葉市市民自治によるまちづくり条例

千葉市市民参加及び協働に関する条例(平成20年千葉市条例第5号)の全部を改正する。

地方分権の進展による自治の拡充と公共の領域を担う多様な主体の活動の広がりを背景として、市は、市民参加と協働の推進を図り、市民主体の活力あるまちづくりの実現を目指してきました。その結果、わたしたち(市内に住むもの、市内で働くものと学ぶものや市内で活動する団体、企業、学校等)は豊かな知識や社会経験を生かし、個人では解決できない、社会の課題の解決に向けて主体性を発揮するようになりました。

一方、わたしたちを取り巻く社会経済情勢の変化とともに人々の価値観や生活様式が多様化し、個人では解決できない社会が取り組むべき課題が増大しており、行政サービスだけにこれらの課題の解決を委ねることは、困難になっています。そのため、わたしたちが地域が抱える個々の課題にきめ細かく対応していく必要があり、自ら地域の実情に合ったまちづくりをすることが求められています。

そこで、わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身であると考え、地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、情報を収集し、知識を得て、それらを活用します。そして、市とともにできることを話し合い、できないことや本当に必要なことを発信し、共有し、地域と緩やかなつながりを持って、ほどよい「おせっかいの精神」で助け合うことを目指します。

わたしたちは、一人一人がこれらの想いを共有し、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、わたしたちが主体となり、地域の実情に合ったまちづくりにできるところから取り組みます。そして、次の世代のために、誇りと愛着を持ち、幸せを感じながら安全安心に住み続けることができ、人と人とのつながりを感じることができる「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、市民自治に関し基本的な事項を定めることにより、その推進を図り、もって市民自治を通じ「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目的とします。

#### (定義)

第2条 この条例で使われる用語の意義は、次のように定めます。

- (1) まちづくり 社会の課題の解決を図り、より住みやすい社会を形成することをいいます。
- (2) 市民自治 市民が市民参加、協働又は自立的な活動により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいいます。
- (3) 市民参加 市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案することをいいます。
- (4) 協働 市民と市が共通の目的を達成するため、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することをいいます。
- (5) 町内自治会 一定の地域に住む市民によって自主的に構成された団体で、自分たちの地域をより良くするために活動するものをいいます。

- (6) 市民活動団体 営利を目的とせず、社会をより良くするために自主的に活動する特定非営利活動法人等の団体をいいます。
- (7) 地域運営委員会 小学校区や中学校区などの地域で活動する町内自治会等の様々な団体で構成される組織で、地域に住む市民の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとする体制づくりを進めるためのものをいいます。
- (8) 事業者 市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体(町内自治会、市民活動団体と地域運営委員会を除きます。)又は個人をいいます。
- (9) 市長等 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と病院事業管理者をいいます。
- (10) パブリックコメント手続 市の施策(議会の議決を要するものにあつては、その案をいいます。以下この号と第 13 条第 1 項において同じです。)の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいいます。

#### (まちづくりの基本理念)

第 3 条 まちづくりの基本は、市民一人一人が地域の実情に合わせて、市民参加と協働に取り組むことと、できるところから自立的に活動して取り組むこととし、次のことを考慮して行うこととします。

- (1) 市民の豊かな知識と社会経験や創造的な活動を尊重すること。
- (2) 年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、多くの市民が、地域や市政に関心を持ち、地域の課題に加え社会の課題(以下「地域の課題等」といいます。)に気付き、参加し、活動すること。
- (3) 市民相互や市民と市が、それぞれの役割を理解し、協力すること。
- (4) 市民相互や市民と市が、情報の発信と受信による交流と共有を通じて、信頼関係を深められるようにすること。

#### (市民の役割)

第 4 条 市民は、市民参加と協働の機会を積極的に活用するとともに、できるところから自立的に活動するよう努めるものとします。

- 2 市民は、地域や市政に関心を持ち、地域の課題等に気付き、積極的に情報を収集し、知識を得るとともに、市民自治を通じて地域の課題等の解決に主体的に取り組むよう努めるものとします。
- 3 市民は、市民自治を行うに当たり、地域の一員として自らの発言や行動に責任を持つとともに、市民相互間の合意形成に努めるものとします。
- 4 市民は、地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、市民相互の信頼関係を築くよう努めるものとします。
- 5 市民は、まちづくりにおける町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会その他の団体の活動の重要性を理解し、その活動にできるところから取り組み、協力するよう努めるものとします。
- 6 市民は、協働や自立的な活動の継続と発展に向け、必要なものを考え、探すとともに、行動して創り出すよう努めるものとします。
- 7 市民は、協働や自立的な活動を行うに当たり、自ら解決できない課題や、課題解決に足りないことがあれば、それらを発信するよう努めるものとします。



(町内自治会の役割)

第5条 町内自治会は、地域における市民相互の交流や親睦を図る活動に努めるものとします。

2 町内自治会は、市に加え地域で活動する市民活動団体や事業者との連携を深め、身近な地域の課題の解決に取り組むよう努めるものとします。

3 町内自治会は、市民と市をつなぐ架け橋としての役割を認識し、市民の意見や市政に関する情報を収集するよう努めるものとします。

4 町内自治会は、自らの活動に関する情報を発信するよう努めるものとします。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、その活動する分野における情報と知識や専門性を生かし、地域の課題等の解決に努めるものとします。

2 市民活動団体は、地域の課題等の解決のために他の団体や市と連携や協力をするよう努めるものとします。

3 市民活動団体は、地域の課題等の解決のための情報収集や自らの活動に関する情報の発信に努めるものとします。

(地域運営委員会の役割)

第7条 地域運営委員会は、構成団体がそれぞれの活動をより円滑で効果的に行うことができるよう、構成団体間で活動内容を理解し、情報を共有するための環境づくりに努めるものとします。

2 地域運営委員会は、地域の課題を調査し、把握し、その課題の解決のための企画等を立案し、他の団体や市と連携や協力をして具体的な取組を行うよう努めるものとします。

3 地域運営委員会は、自らの活動に関する情報を発信するよう努めるものとします。

4 地域運営委員会は、必要に応じて自らや構成団体の事業の見直しを図るよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、地域の一員としての認識を持ち、地域との調和を図り、その事務所又は事業所が所在する地域の活動や市が実施する市民自治の推進に関する施策に協力し、地域の課題等の解決に努めるものとします。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。

(市の責務)

第9条 市は、市民の意見や提案を的確に把握し、これを市の施策に反映させるよう努めるとともに、多様な市民の活動をまちづくりに生かすよう努めます。

2 市は、市民参加や協働の機会を積極的に提供するとともに、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めます。

3 市は、市民や市職員に対し、市民自治に関する啓発、研修等を行うことにより、その理解の促進や新たな担い手の発掘、育成に努めます。

4 市は、開かれた行政運営を目指し、情報を市民と共有するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市民からの意見や提案に対し誠実に応答します。

5 市は、市民自治に対し、適切に支援するよう努めます。

6 市は、市民自治を推進するに当たっては、議会の権限や役割を尊重します。

(市民の自立的な活動の推進)

第10条 市は、市民の自立的な活動の推進に向けて次のことに取り組みます。

- (1) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の設立に必要な支援
- (2) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動が継続し、発展するために必要な支援
- (3) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動への市民の参加の促進
- (4) 市民相互の連携や協力のための調整
- (5) 市民相互や市民と市が情報や知識を共有するための機会の創出
- (6) その他市民の自立的な活動の推進のための措置

(協働の推進)

第11条 市長等は、地域の課題等の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 市長等は、市民との協働が円滑に進むよう必要な措置を講じます。

(市民参加の手続)

第12条 市長等は、パブリックコメント手続の実施、附属機関への付議、ワークショップ(市民と市長等又は市民同士が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいいます。)の開催その他の市民参加の手続のうち、施策の計画、決定、執行と評価の一連の過程において適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 市長等は、市民参加の手続を実施するに当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認められる適切な時期に実施するよう努めます。

(パブリックコメント手続の対象)

第13条 市長等は、次に掲げる施策(市長等の内部にのみ適用されるものを除きます。以下「対象施策」といいます。)についてパブリックコメント手続を実施しなければなりません。

- (1) 市政や各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画や指針の策定又は変更
- (2) 市政や各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広く市民から意見の提出を求めるべきものとして、市長等が必要と認めるもの

2 次のいずれかに該当するものについては、前項の規定は、適用しません。

- (1) 緊急性又は迅速性を要するもの
- (2) 市長等に裁量の余地がないもの
- (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (4) 市民の意見を聴取する手続が法令等で定められているもの
- (5) 附属機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って市長等が意思決定を行うもの
- (6) 軽微なもの